

アルコール使用の手引き

- このパンフレットは、アルコール事業法の下でアルコールの使用を行おうとする方にアルコール事業法の概要、必要な手続等を理解していただくために作成したものです。
- 更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、裏面に記載してありますお問い合わせ先にお尋ねください。（なお、経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/> も御覧ください。）

令和5年10月1日
経済産業省

はじめに

平成13年4月1日から「アルコール事業法（平成12年法律第36号）」が施行されました。これにより、アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めてきたアルコール専売制度は廃止され、アルコールの製造、輸入、販売、使用について許可を受けることにより自由に行うことができることとなりました。

アルコール事業法の下においてアルコールの使用を行おうとする方におかれましては、この「アルコール使用の手引き」を御覧いただきまして、遵法精神に則ったアルコールの使用をお願い申し上げます。

目 次

I. アルコール事業法の概要	1
1. アルコール事業法の目的	1
2. アルコール事業法に基づく制度の概要	1
II. 許可申請等の手続き	3
1. 許可申請の提出	3
2. 許可事項の変更	5
3. 廃止の届出	6
4. アルコールの譲渡	7
5. 亡失等の報告	7
6. アルコールの廃棄処分の届出	7
7. 必要な行為の継続の申請	8
8. 事業の承継の届出	8
9. その他	9
III. 帳簿の記載	10
IV. 定期報告	15
＜添付資料＞	
資料1 アルコール使用許可申請マニュアル	24
別表1 アルコール事業法物品・用途分類表	60
別表2 原料として投入すべき化学物質表	68
別表3 原料として投入すべき食品香料表	76
別表4 変性アルコールのアルコール事業法下での表記	79
参考1 許可使用者の手続き一覧表	81
参考2 申請及び届出書様式（主なもの）	85

I. アルコール事業法の概要

1. アルコール事業法の目的

アルコール事業法は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとするにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

* 本法でいう「アルコール」とは、アルコール分（温度15度の時に原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量）が90度以上のアルコールをいいます。

2. アルコール事業法に基づく制度の概要

(1) 酒類原料への不正使用防止のための流通管理（許可制の採用）

本制度におきましては、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、**事業者等に対する許可制を採用し**、アルコールの製造、輸入、販売、使用について、許可を受けることにより一定の条件の下に自由に行うことができます。

また、許可制度にあわせて、**事業者からの定期的な報告による事後チェック等**によりアルコールの適正な流通体系を構築しております。

(2) 製造事業者及び輸入事業者による特定アルコールの販売

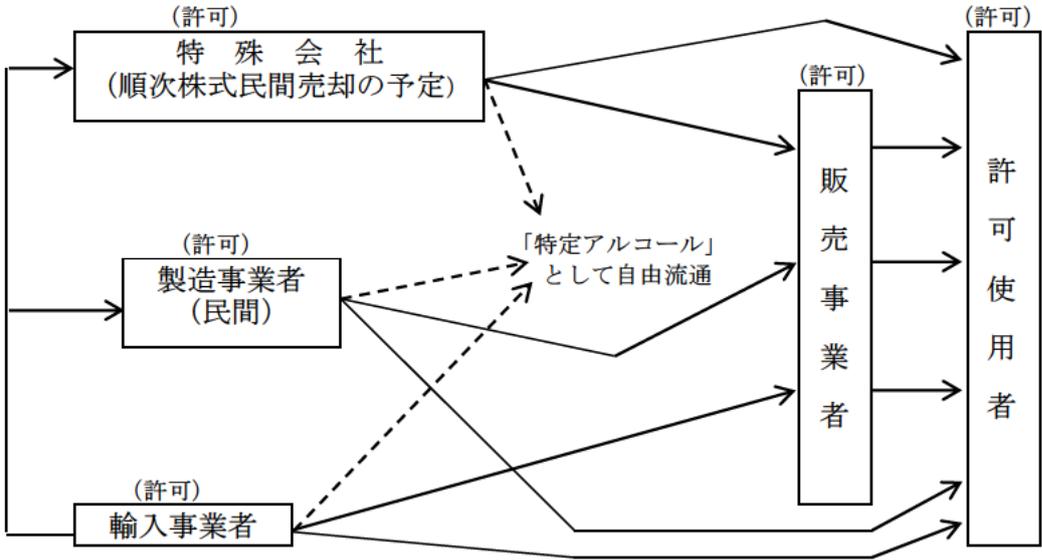
工業用であっても、事業者が新商品の開発等に使用する場合などその内容を明らかにしたくない場合や一単位あたりの使用数量がはっきりしない場合などに使用されるアルコールは、上記(1)の流通管理になじまないため、こういったケースで使用されるアルコールについては、**特定アルコールをお使いいただくこと**になります。

特定アルコールとは、製造事業者及び輸入事業者が**加算額（アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額）を含む価格で譲渡**するものです。この特定アルコールとして製造事業者及び輸入事業者が譲渡したアルコールは、許可等の必要がなく、自由に販売、使用することが可能です。

(3) 緊急時におけるアルコールの安定供給確保のための措置

アルコールが幅広い分野に使用される基礎物資としての重要性にかんがみ、工場事故や自然災害等によりアルコールの供給が大幅に不足すると見込まれるとき、**経済産業大臣は製造事業者、輸入事業者に対し、アルコールの製造・輸入予定数量の増加を図る等の措置をとるべきことを勧告し**、緊急時におけるアルコールの安定供給の確保を図ることとしております。

アルコール事業法の流通スキーム図



流通の管理：許可・立入検査等による事前・事後チェック制
 特定アルコール（加算額を含む価格で譲渡したもの）は自由流通

II. 許可申請等の手続き

1. 許可申請の提出

(1) 申請書類

アルコールを工業用に使用しようとする者は、以下の書類を経済産業局長に提出して許可を受ける必要があります。

◇ 申請書： **アルコール使用許可申請書**（省令様式第43）

◇ 添付書類：

- ・省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコールの貯蔵設備等の構造図等）
 - ・使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配置図
 - ・アルコール使用明細書（省令様式第44）
 - ・回収アルコール等に関する事項（アルコール使用の過程で回収アルコール等が生じる場合）
 - ・申請者*¹が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面
- *¹申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員を含む。また、申請者が未成年者である場合は、その法定代理人を含む。
- ・住民票（申請者が個人である場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要））
 - ・定款又は寄附行為（申請者が法人である場合）
 - ・登記事項証明書（注）（申請者が法人である場合）

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

◇ 申請書類の提出先： **申請者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

具体的な書類の作成方法等については、「資料1 アルコール使用許可申請マニュアル（本手引きP24～）」を参照してください。

(2) 許可の基準

許可申請の審査では、以下基準により許可の適否を判断します。

①「使用方法がアルコールの数量を適確に管理できるものと認められること」

具体的には、アルコール使用原単位が明確かなど、アルコールの使用量が客観的に明示できているか。

②「アルコールの数量の管理のための措置」

具体的には、アルコールの使用数量、在庫数量、受入数量等を把握する体制となっているか。

③「その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがない」

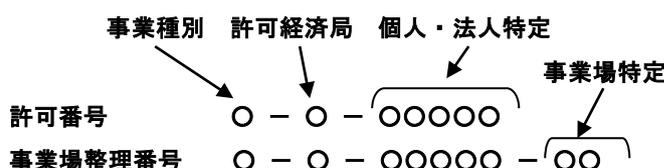
具体的には、アルコールを使用して製造された物品において、容易にアルコールに戻ることがないか。

(3) 許可書の交付

許可を申請した後、経済産業局での審査を経て、許可を受けることとなった者については、申請をした経済産業局から、許可番号、許可年月日等が記された「**アルコール使用許可書**」を交付いたします。

○許可番号及び事業場に係る整理番号（事業場番号）の構成及び意味について

許可番号は7桁の番号で構成されます。頭から1桁目は事業種別を、2桁目は許可を行った経済産業局（許可経済局）を、3桁目以降の5桁目は個人・法人を表す番号となっています。また、事業場に係る整理番号（事業場整理番号）には、末尾に事業場を表す番号2桁を付加しています。



(事業種別 : 1 使用、2 販売、3 製造、4 輸入)

(許可経済局 : 1 北海道、2 東北、3 関東、4 中部、5 近畿、6 中国、7 四国、8 九州、9 沖縄)

(4) 許可の条件

①製造事業、輸入事業、販売事業及び使用に係る許可及び承認を行うに当たって、条件を付さないと事後チェックの実効性が保たれず、アルコールの適正な流通の確保に支障をきたすおそれが生ずるような場合には、経済産業局長は当該許可及び承認に対して条件を付し、これを変更することができることとなっています。

②条件に違反した場合には、許可の取り消しや、30万円以下の罰金が科されることがありますので、アルコールの使用等に当たっては、アルコール使用許可書に付された条件を確認し、遵守してください。

③条件として付すべき事項は、個々の具体的なケースにおいて異なりますが、以下にその主なものを示します。

【アルコールの廃棄（処分）の届出】

アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄（処分）しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局職員の立ち会いの下で行うこと。

注：回収アルコール（アルコール分が90度以上のもの）等を廃棄しようとする場合でも、経済産業局長への届け出、経済産業局職員の立ち会いが必要となりますから、御注意ください。

【特定アルコールとの区分蔵置】

特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵

置すること。ただし、法第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、区分蔵置の必要はない。

【回収アルコール等に係る記帳】

回収したアルコール等の回収、精製、再使用、譲渡、廃棄等に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存すること。

【機械器具洗浄用に使用する場合の内部規則等の具備】

洗浄しようとする機械器具の洗浄方法及び頻度並びにその記録に関する事項に係る内部規則等を備えることとし、当該内部規則等に変更があったときは、遅滞なく経済産業局長に届け出ること。

(5) 登録免許税の納付・納付書の提出

許可事業者は、許可日から1ヶ月以内に納付した登録免許税（1万5千円）の領収証書（正本）を経済産業局に提出してください。（本手引きP28参照）

- ◇ 届出書：登録免許税納付届
- ◇ 添付書類：登録免許税納付届の裏面に領収証書を貼付
- ◇ 提出先：主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

2. 許可事項の変更

許可使用者が許可を受けて事業を開始した後、提出している許可申請書に記載した事項に変更がある場合には、次のとおり許可を受ける又は届出を行う必要があります。

(1) 許可事項の変更の許可

提出している許可申請書に記載した事項のうち、以下の変更を行う場合には、**実際に変更をする前に、経済産業局長の許可を受ける必要があります。**

- ① **アルコールの用途又は使用方法を変更**（追加を含む。）しようとするとき
- ② **使用設備、貯蔵設備の能力及び構造**（使用施設ごとのアルコールの用途又は使用方法の変更の伴うもの。）を**変更**しようとするとき
- ③ **使用施設を追加**しようとするとき

なお、**変更の許可**（使用施設ごとの用途の増加に係るもの及び使用施設の追加に係るものに限る。）を受けたときも、登録免許税（1万5千円）がかかります。（本手引き P 57参照）

- ◇ 申請書：**アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書**（様式第52）
- ◇ 添付書類：
 - ・省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類（例：アルコー

ル貯蔵設備等の構造図等)

- ・使用施設ごとの図面及び使用設備その他の設備の配置図
- ・アルコール使用明細書（省令様式第44）等
- ・回収アルコール等に関する事項（アルコール使用の過程で回収アルコール等が生じる場合）

◇ 申請書類の提出先： **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

(2) 許可事項の変更の届出

提出している許可申請書に記載した事項のうち、以下の①から⑧の事項を変更する場合には、**経済産業局長に届出を行う必要があります**。なお、①、②、③、④、⑦、⑧の変更の場合は、**実際に変更した後遅滞なく**、また、⑤、⑥の変更の場合は、**実際に変更する前に届出を行う必要があります**。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に関し代理権を有する者に限る。）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに使用施設等の所在地
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧使用設備若しくは貯蔵設備の能力又は構造、計測機器及び移送配管（使用施設ごとのアルコールの用途又は使用方法の変更を伴わないものに限る。）

◇ 届出書： **アルコール許可使用者許可事項変更届出書**（様式第53）

◇ 添付書類：

イ．個人であって、上記①、③、④の変更の場合 …… **住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）**

ロ．法人であって、上記①、②の変更の場合 …… **法人の登記事項証明書（注）**

ハ．上記⑧の変更の場合 …… **省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類**（例：アルコール貯蔵設備等の構造図等）

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました**。

◇ 届出書類の提出先： **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

具体的な書類の作成方法等については、「資料1 アルコール使用許可申請マニュアル（本手引きP24～）」を参照してください。

3. 廃止の届出

アルコールの使用を廃止したときは、**遅滞なく、経済産業局長に届け出て**ください。

- ◇ 届出書： **アルコール使用廃止届出書**（省令様式第55）
- ◇ 添付書類：
 - ・ **廃止した日までにおけるアルコール使用業務報告書**（省令様式第46）
 - ・ **廃止した日までにおけるアルコール譲受け一覧表**（省令様式第47）
- ◇ 届出書の提出先： **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

4. アルコールの譲渡

(1) 本法において、アルコールの譲渡は販売事業者、製造事業者又は輸入事業者に限られており、原則として許可使用者にはアルコールの譲渡が認められておりません。ただし、許可使用者が**経済産業局長の承認を受けて行う場合には、許可使用者であっても譲渡が認められます。**

(2) 本来、許可使用者は、取得したアルコールを使用して目的とする製品の生産等を行う者であって、アルコールの譲渡を認める必要のないものとするが、仮に、許可使用者のアルコールの譲渡を全面的に認めないこととした場合には、例えば、許可使用者がアルコールを保管している間に汚損したため返品する場合や、汚損した状態であっても使用可能な他の許可使用者に譲渡する行為等も出来なくなることから、その都度、経済産業局長の承認を受けて行う場合には、許可使用者の譲渡を認めることとしたものです。

- ◇ 申請書： **アルコール譲渡承認申請書**（省令様式第30）
- ◇ 申請書類の提出先： **譲渡しようとするアルコールの貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長**

注：回収アルコール（アルコール分が90度以上のもの）を譲渡しようとする場合でも、経済産業局長の承認を受けて行う必要がありますから、御注意ください。

5. 亡失等の報告

許可使用者は、業務に係るアルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、**直ちに、その旨を経済産業局長に報告し、その検査を受ける必要**があります。

- ◇ 報告書： **亡失（盗難）報告書**（省令様式第54）
- ◇ 報告書の提出先： **亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長**

6. アルコールの廃棄処分の届出

許可の条件として付される事項の一つで、アルコール（特定アルコールを除く。）を廃棄処分しようとするときは、**あらかじめ「アルコール廃棄処分届出書」の提出とともに、経済産業局職員立会いのもとで行なうこと**となります。

- ◇ 届出書：**アルコール廃棄処分届出書**
- ◇ 届出書の提出先：**廃棄をしようとする使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長**

7. 必要な行為の継続の申請

事業の相続があった際に相続人が欠格条項（法第5条各号）に該当した場合、事業を廃止した場合又は事業の許可が取り消された場合において、貯蔵所、使用施設にその業務に係る半製品又はアルコールが現存するときは、当該相続人、廃止した事業の許可を受けていた者又は取り消された許可を受けていた者は、経済産業局長へ申請を行うことにより、指定された期間について、引き続きそのアルコールの使用を継続することが可能です。

- ◇ 申請書：**アルコール使用継続申請書**（省令様式第45）
- ◇ 添付書類：**戸籍謄本**（事業の相続があった際の相続人が欠格条項（法第5条各号）に該当した場合のみ）
- ◇ 申請書類の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

8. 事業の承継の届出

事業の全部譲渡、相続、合併又は分割（注）があったときは、許可を受けて行っているアルコールの使用については、事業の全部譲渡を受けた者、相続人（複数の相続人の全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併後設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人が許可の欠格条項（法第5条各号）に該当しない限り、自動的にその事業を承継することになります。

（注）事業の全部を承継させるものに限り、アルコールの使用施設が分割される場合は、該当しません。

事業を承継した場合には、遅滞なく、経済産業局長に届出を行う必要があります。

- ◇ 届出書：**アルコール許可使用者承継届出書**（様式第48）
- ◇ 添付書類：
 - ・**承継者が許可の欠格条項（法第5条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面**
 - 事業の全部譲渡により承継した場合には、以下の書類も提出してください。
 - ・**アルコール使用事業譲渡証明書**（様式第49）
 - 相続により承継した場合には、以下の書類も提出してください。
 - イ. 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合
 - ・**アルコール許可使用者選定証明書**（様式第50）
 - ・**戸籍謄本**

ロ. イ以外の相続人である場合

- ・アルコール許可使用者相続証明書（様式第51）
- ・戸籍謄本

○合併により承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。

- ・法人の登記事項証明書（注）

○分割により事業の全部を承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。

- ・法人の登記事項証明書（注）
- ・アルコール使用事業承継証明書（様式第51の2）

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書**については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

◇ 届出書類の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

9. その他

(1) アルコールの希釈の制限（法第35条）

許可使用者は、**以下の場合を除き、アルコール（特定アルコールを除く。）を薄めてアルコール分を90度未満にすることはできません。**

- ① その使用の過程において薄める場合
- ② アルコールの品質を検査するために薄める場合
- ③ アルコールを廃棄するために薄める場合

(2) 納付金制度（法第36条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、**以下の場合には、罰則に加え、【 】内の者に納付金の支払いが命じられますので御注意ください。**

納付金として徴収する額については、社会的公正の確保、違反行為の抑止の実効性確保の観点から、特定アルコールの価格の中に上乗せされる「加算額」に当該譲渡又は使用した数量を乗じて得た額に相当する額とされています。

- ① アルコールを譲渡した場合 **【譲渡した許可使用者】**
- ② 当該許可を受けた用途以外の用途にアルコールを使用した場合 **【当該使用した許可使用者】**

※ ①の場合において、許可使用者が経済産業局長の承認を受けてアルコールを譲渡した場合、納付金は課せられません。

なお、納付金の対象となるアルコールには、自由流通が認められている特定アルコールは含まれません。

Ⅲ. 帳簿の記載

1. 記帳の義務

(1) 許可を受けてアルコールの使用を行う者にあつては、**使用施設ごとに帳簿（法定帳簿）を備え、アルコールの移出、移入及び使用に係る年月日、数量、引き渡し又は受け取りの相手方、製造した製品等に関する事項をその事実に基づいて、アルコールの度数及び発酵・合成の別ごとに記載することが義務づけられています。また、この法定帳簿は記載の日から5年間保存することとなっています。**

(2) 帳簿の様式等は特に定めがないので、記帳すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿等を活用していただいて結構です。

2. 記帳すべき事項

(1) 移出、移入に関すること

ここでいう**移出とは一定の場所からアルコールを搬出する行為であり、移入とは一定の場所へ搬入する行為のことです。アルコール事業法における法定帳簿では、アルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動を整理するものである**ので、アルコールの売買（取引）に伴う搬入・搬出のほか、自社の他の使用施設との間での回送に伴う搬入・搬出も当該移出・移入に含まれます。

したがって、**自社の貯蔵設備でアルコールの搬入又は搬出を行った場合には、その行為が買い受けのためであれ、回送のためであれ、当該使用施設に備える帳簿に、年月日、数量及び引き渡し又は受け取りの相手方（氏名又は名称及び許可番号）を記載することとなります。**

(2) 使用に関すること

【使用方法が物品の製造である場合】

許可を受けた物品の製造のためにアルコールを生産ライン等に払い出したとき（日）に、**アルコールの払出年月日、数量、使用方法整理番号（アルコール使用明細書に付した整理番号）、製品の名称等**を記載するほか、製品等が製造されたとき（日）には、**製品等の製造年月日及び出来高（数量）等**を記載してください。

【使用方法が機械器具洗浄用又は試験研究用である場合】

使用方法が2-1 機械器具洗浄用又は3-1 試験研究用である場合で、アルコール使用明細書のアルコールの使用原単位を当該機械器具洗浄又は試験研究1回当たりに使用するアルコールの量で記載して許可を受けた場合には、当該機械器具洗浄又は試験研究のためにアルコールを払い出したとき（日）に、**アルコールの払出年月日、数量、使用方法整理番号及び使用回数**を記載してください。

注1. 払い出し数量は、その日に、実際に使用に供したアルコールの数量のことであり、貯蔵設備等からの持ち出し数量のことではありません。

2. 使用方法が3-1 試験研究用である場合であっても、アルコール使用明細書のアルコールの使用原単位を物品の単位製造当たりを使用するアルコール量で記載して許可を受けた場合には、上記、使用方法が物品の製造である場合に準じて記帳してください。

(3) 欠減、亡失、盗難等に関すること

欠減、亡失、盗難、廃棄、収去又は法第22条第1項ただし書の承認を受けてのアルコールの譲渡があった時には、その事実に基づいて、**事項、年月日、数量等を記載**してください。

- 注1. 亡失、盗難の場合には、直ちに、亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長あて報告書を提出する必要があります。
2. 廃棄の場合には、事前に廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長あてに届出書を提出する必要があります。
3. 収去とは、法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員が、分析を行うために必要な試料（アルコール又はアルコール使用製品等）を、収去証と引き換えに無償で提供を受けることをいいます。

(4) 在庫に関すること

上記(1)から(3)までの事項によって、アルコールの在庫に変動があった場合には、その日ごとにアルコール在庫数量を記載してください。

(5) 回収したアルコール等に関すること

使用方法がアルコールの使用の過程で回収アルコール（アルコール分が90度以上のもの）又は回収アルコール含有物（アルコール分が90度未満のもの）が回収される場合は、許可の条件にも付されますが、「**回収したアルコール等の回収、精製、再使用、譲渡、廃棄等に関する帳簿を備え、記載の日から5年間の保管義務**」が課せられます。

注：90度以上の回収アルコールと使用していないアルコール（いわゆる新アルコール）は、受け払いを区分して整理してください。

○アルコール事業法施行規則 — 抜粋 —

(帳簿の記載事項等)

第三十四条 法第三十条において準用する法第九条第一項に規定する帳簿に記載すべき事項は、使用施設ごとに次に掲げるものとする。

- 一 移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び移入した年月日、引渡人の氏名又は名称及び許可番号（当該許可に係る許可使用者の使用施設から移入した場合には、引渡人の氏名又は名称及び許可番号に代えて当該使用施設の名称）
 - 二 移出したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移出した年月日及び当該使用施設の名称
 - 三 使用に供したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び使用に供した年月日並びに当該アルコールを使用してできた製品の名称、数量及び製造年月日
 - 四 法第二十二条第一項ただし書の承認を受けてアルコールを譲渡したときは、これらに関する事項
 - 五 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
 - 六 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これに関する事項
 - 七 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項
- 2 許使用者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を使用施設ごとに備え、同項に掲げる事項が記載可能となった後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。また、当該帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

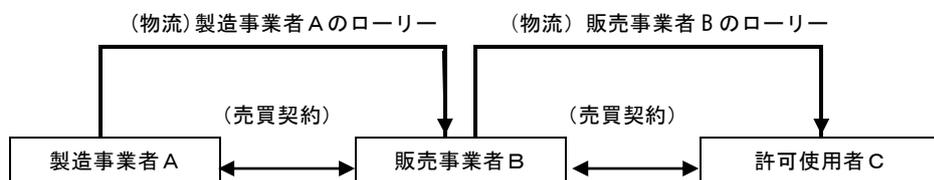
3. 記載にあたっての注意事項

【アルコール購入の際の引き渡しの相手方について】

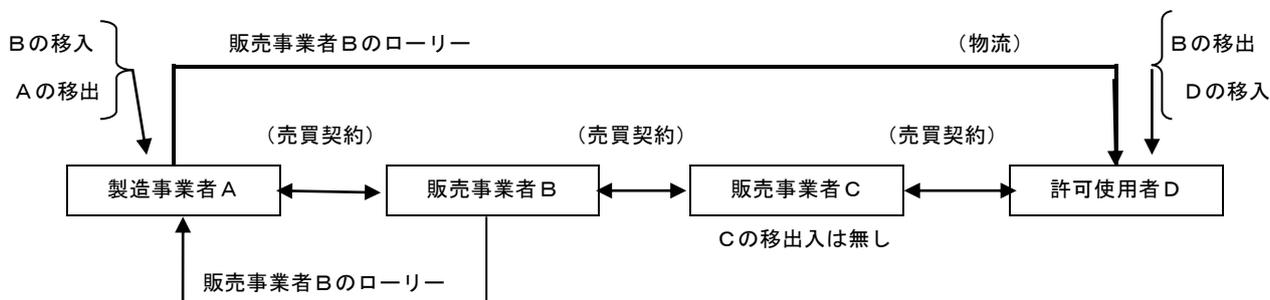
(1) アルコールを購入（移入）したときには、帳簿にその年月日、数量及び引き渡しの相手方（氏名又は名称及び許可番号）を記載することとなりますが、ここでいう引き渡しの相手方とは、自社の使用施設へのアルコールの移入を担当した許可事業者をいいます。

(2) 具体的には、下図のようなアルコールの流通である場合、アルコールは注文先である販売事業者Bから配達（移入）されます（委託して行う場合を含む。）。

この場合、販売事業者Bは契約（取引）上の購入先であるとともに、アルコールの移入を担当する引渡人となるので、その者の氏名又は名称及び許可番号を記載することとなります。



(3) 一方で、注文先はその注文を取り継ぐだけで実際のアルコールの配達（移入）には関わらない場合には、当該注文先は契約（取引）上の購入先ではあるものの、帳簿への記載を要する引渡人とはなりません。具体例を示せば、下図のようなアルコールの流通である場合、アルコールの注文先である販売事業者Cは許可使用者からの注文を販売事業者Bに取り継いだだけで、このアルコール流通の移出入には関わっていないものと観念されます。他方、販売事業者Bはタンクローリーを手当して、製造事業者の製造場又は貯蔵所にアルコールを取りに行き、自社の貯蔵所を経由せず、直接許可使用者D使用施設内に輸送しています。このため、販売事業者Bは、許可使用者Dにとっては、契約（取引）上の関係はないものの、使用施設へのアルコールの移入を担当した許可事業者となることから、このケースの場合には、許可使用者Dは引渡人として販売事業者Bの氏名又は名称及び許可番号を帳簿に記載することとなります。



(4) なお、アルコールの売買（取引）形態が（3）と同様であっても、製造事業者A又は許可使用者Dがアルコールの輸送を受け持った場合には、販売事業者B、販売事業者Cの双方とも、このアルコール流通の移出入には関わっていないものと観念され、引渡人は製造事業者Aとなるので注意してください。

【欠減と亡失の整理】

- (1) アルコールの高い揮発性に起因した貯蔵中の蒸発、小分け時の液だれや、計量誤差等によって生じる滅失・喪失については、棚卸しなどの際に「欠減」として整理してください。
- (2) 事故・災害等の要因でアルコールを滅失した場合には、「亡失」として整理するとともに、経済産業局への報告（亡失等の報告）が必要になります。

○亡失の事例

- ・アルコール貯槽又は配管の破損による流出
- ・ドラム缶又はタンクローリーの横転による流出
- ・火災等の事故によるアルコールの焼失
- ・アルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合）

4. 帳簿のイメージ（許可使用者の法定帳簿のイメージ）

アルコール事業法上、帳簿の様式は特に定めがないので、記載すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿（会計帳簿等）を活用して、省令に定める事項をその帳簿に付記する等の方法でも差し支えありません。
この「法定帳簿のイメージ」は、より深く理解していただくために架空のアルコール使用例を記載しています。記載されている事項、数量等は特段意味あるものではありません。

アルコール使用簿（仮称）

度数：95度
種類：発酵

関東工場

年月日	受 入		使 用		製 品 出 来 高		そ の 他		在庫数量 (リットル)	備 考
	相 手 方	数 量 (リットル)	使用方法整理番号・製品名	数 量 (リットル)	製造年月日	数 量 (kg)	増 (リットル)	減 (リットル)		
前月繰越 20XX. 3. 5	譲受 経済販売株式会社 2-3-99989	100,000	整理番号 No. 1 △△ローション	30,000	20XX. 3. 10	200,000			97,639	前月からの繰り越し在庫
			No. 2 ××クリーム	500	20XX. 3. 11	2,688			197,639	
20XX. 3. 12	譲受 株式会社産業商事 2-4-99991	20,000	No. 1 △△ローション	20,000	20XX. 3. 17	133,333			167,639	
20XX. 3. 20								20,000	167,139	移出 沖縄工場
20XX. 3. 28			No. 3 ○○リキッド	50,000	(20XX. 4. 5)	(217,391)			147,139	仕掛品として翌年度へ繰り越し
20XX. 3. 31								140	96,999	欠減
3月計	譲受	120,000	No. 1 △△ローション No. 2 ××クリーム No. 3 ○○リキッド	50,000 500 50,000		333,333 2,688 0				移出 沖縄工場 20,000 リットル 欠減 140 リットル
	計	120,000		100,500			0	20,140	96,999	
累 計	譲受 東北工場 移入 近畿工場	500,000 50,000 45,000	No. 1 △△ローション No. 2 ××クリーム No. 3 ○○リキッド	200,000 1,000 250,000		1,333,333 5,376 869,564				前年度から繰越 0 リットル その他増内訳 度数替え（99度から） 5,210 リットル その他減内訳 移出 沖縄工場 50,000 リットル 欠減 1,700 リットル 亡失 500 リットル 収去（取替番01-3-99-999） 1 リットル その他（品質検査に使用） 10 リットル
	計	595,000		451,000			5,210	52,211	96,999	

注意事項

- この帳簿は、アルコールの種類別、度数別に別葉とする。
 - 亡失、盗難、収去又は欠減があった場合は、その他増減欄に数量、備考欄にその事由を記載すること。
- ※ 使用数量や製品出来高等の数量管理の実情に合わせ必要に応じ小数点以下まで記載すること。

IV. 定期報告

1. 使用業務報告書

(1) 許可を受けてアルコールの使用を行う者にあつては、**毎年1回、5月末日までに**、前年度におけるアルコールの譲受け数量、使用数量、製品等の出来高等を記載した報告書（1部）を、**経済産業局長に提出することが義務づけられています**。（アルコール事業法施行規則第35条）

◇報告書：**アルコール使用業務報告書**（省令様式第46）

◇添付書類：**アルコール譲受け一覧表**（省令様式第47）

◇報告書の提出先：**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

(2) この報告書は、許可使用者としての**1年間（4月1日～3月31日）**の業務の内容を書面に取りまとめて提出するものであり、**許可使用者の全てにその提出が求められています**。このため、**仮に、前年度にアルコールの買い受けや使用の実績がない場合でも報告書の提出が必要**です。

(3) また、アルコールの流通について、**法定帳簿ではアルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動（搬入、搬出）を整理することとしているのに対し、報告書では、基本的にアルコールの商流に着目し、受発注・売買契約等に基づくアルコールの（譲渡、譲受）を整理するものとなっていますので御注意ください**。

2. 使用業務報告書の記載事項について

以下の事項について、**使用施設別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載し、提出することとなります**。

【前年度からの繰越】

前年度における「前年度からの繰越」であるので、**昨年**の4月1日に、その前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

【増】

当該欄は前年度におけるアルコールの増加を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

増加コード

コード	サブコード
1 譲 受	なし
2 移 入	事業場整理番号（2桁）を記載
5 雑 受	1 計量誤差増 8 度数替え 9 その他増

<1 譲 受>

譲受とは、商流（契約等）上の取引に伴いアルコールを他人から譲り受けることをいい（必ずしも物流上のアルコールの移動と一致するとは限りません。）、当該取引に対する報酬又は対価の有無は問いません（有償の場合、無償の場合の両方を含みます。）。したがって、販売事業者たる親会社等から無償でアルコールを支給される場合でも、「譲受」として整理してください。

記載事項：コード番号、事項、及び1年間に譲り受けたアルコールの数量

<2 移 入>

ここでいう移入とは、自社の他の使用施設等からの回送受け入れをいいます。

※ 法定帳簿上の「移入」とは異なりますので注意してください。

記載事項：コード番号、移入元である自社の使用施設の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移入元である自社の使用施設の名称、及び1年間に移入したアルコールの数量

<5 雑 受>

ここでいう雑受とは、譲受、移入以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加をいいます。計量誤差や度数換算誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が多い状態に至ったときには、サブコード1「計量誤差増」として、当該アルコールより度数が高いアルコールからの希釈・変性等により当該度数のアルコール数量が増加した場合には、サブコード8「度数替え」として整理してください。また、それ以外の要因によりアルコールが増加した場合にはサブコード9「その他」として整理してください。

記載事項：

- 1 計量誤差増 コード番号、サブコード番号、事項、及び1年間に増加したアルコールの数量
- 8 度数替え コード番号、サブコード番号、事項、度数替え前のアルコールの度数（「〇〇度から度数替え」等）、及び度数替え後のアルコールの数量
- 9 その他増 コード番号、サブコード番号、事項及び具体的要因、並びに増加したアルコールの数量

注：度数替えは、アルコールの度数が90度以上の範囲内においてアルコールを希釈する行為に限られます。アルコールを90度未満に希釈した場合は「使用」に当たるので御注意ください。

【減】

当該欄は前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

減少コード

コード		サブコード	
なし	使用	使用方法整理番号（5桁以内）を記載	
7	譲渡	1	許可事業者
		2	輸出
8	移出	事業場整理番号（2桁）を記載	
9	雑払	1	欠減
		2	亡失
		3	盗難
		4	廃棄
		5	収去
		8	度数替え
		9	その他

<6 使用>

ここでいう使用とは、許可を受けた用途又は物品製造のためにアルコールを払い出すこと（実際に生産工程等に投入すること。）をいいます。

注1：アルコール事業法にいう使用は、本来は製品等の原材料であるアルコールを利用して目的とする製品等が生産されるまで（回収アルコール等がある場合には当該回収アルコール等の適切な処分等がなされるまで。）という広い概念ですので御注意ください。

2：回収アルコール等を同一物品の製造に再使用する場合や同一使用施設における他の物品の製造に再使用する場合、一連の過程がアルコールの使用工程の一部と見なされるため、当該物品の製造に使用した未使用アルコールのみの数量を報告することになります。

記載事項：使用方法整理番号（サブコード欄に記入）、製品等の名称、及び使用方法ごとに1年間に使用に供したアルコールの数量（併せて、仕掛品のアルコールの数量及び製品の数量も記入します。）

<7 譲渡>

許可使用者のアルコールの譲渡は原則認められていませんので、ここでいう譲渡とは、法第22条ただし書の規定による承認を受けて行うものに限られます。

記載事項：コード番号、サブコード番号、事項（譲受人の許可番号及び事業場整理番号（輸出の場合を除く。）、譲渡承認を受けた年月日）、並びに譲渡したアルコールの数量

<8 移 出>

ここでいう移出とは、自社の他の使用施設等への回送払い出しをいいます。

記載事項：コード番号、移出先である自社の使用施設の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項及び移出先である自社の使用施設の名称、並びに1年間に移出したアルコールの数量

<9 雑 払>

ここでいう雑払とは、使用、譲渡及び移出以外でのアルコールの減少をいい、欠減、亡失、盗難、廃棄、収去等を整理します。

それぞれ、その事実に基づいて、下記に定められた記載事項を記載してください。それぞれの用語の定義は、以下のとおりです。

欠 減：蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる減失・喪失等

亡 失：事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合に限る。）等（直ちに、亡失した場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

盗 難：アルコールの盗難の場合（直ちに、盗み取られた場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

廃 棄：アルコールを廃棄した場合（許可の条件により、事前に廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局へ届出が必要）

収 去：法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員に対し、分析を行うために必要な試料（アルコール等）を、収去証と引き替えとして無償で提供した場合

度数替え：当該度数のアルコールを90度以上の範囲において希釈・変性し、度数が変わった場合（度数替え後のアルコールは、度数替え後の度数による報告書に記載します。）

記載事項：

- 1 欠 減 コード番号、サブコード番号、事項、欠減の主要因（貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等）、及び1年間に減少したアルコールの数量
- 2 亡 失 コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への報告年月日、及び亡失したアルコールの数量
- 3 盗 難 コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への報告年月日、及び盗み取られたアルコールの数量
- 4 廃 棄 コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への届出年月日、及び廃棄したアルコールの数量
- 5 収 去 コード番号、サブコード番号、事項、収去証の収去番号、及び収去されたアルコールの数量

- 8 **度数替え** コード番号、サブコード番号、事項、度数替え後のアルコールの度数（「〇〇度へ度数替え」等）、及び度数替えしたアルコールの数量
- 9 **その他** コード番号、サブコード番号、事項、具体的要因、及び減少したアルコールの数量

【仕掛品のアルコールの数量】

「使用」に供したアルコールのうち、3月31日時点において未だ製品として完成していない仕掛品となっているアルコールがある場合に、当該仕掛品の中にあるアルコールの量を、使用方法の整理番号ごとに記載してください。

注：「仕掛品のアルコールの数量」は、「使用」の数量の**内数**となります。

【製品の数量】

「使用」に供したアルコールを利用して3月31日までに生産された製品等の数量や、アルコールの使用方法が機械器具洗浄の場合はその回数、試験研究の場合は標本数、抽出の物質量等を、使用方法整理番号ごとに記載してください。（試験研究の場合で、アルコール使用明細書のアルコール使用原単位を1回あたりのアルコール使用量で記載した場合は、アルコール使用回数を記載してください。）

前年度から持ち越した仕掛品を用いて製造した製品については、その分を「製品の数量」に加えて報告してください。その場合、その原料として使用したアルコールの使用量は、前年度の報告書にて「減」及び「仕掛品のアルコールの数量」として報告されているため、当該年度の報告書には記載しないでください。

注：3月31日時点において仕掛品がある場合、報告書提出日までに当該仕掛品が製品化されても、その分は「製品の数量」には加えず、次年度（報告書提出日の年度）の報告書に記載していただくことに御注意ください。

【翌年度へ繰越】

前年度における「翌年度へ繰越」であるので、当該年度4月1日に前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

3. アルコール譲受け一覧表の記載事項について

以下に掲げる事項について、使用施設別、アルコールの**発酵・合成の別**及び**度数別**に記載、提出することとなります。

【引渡人の氏名又は名称】

譲り受けたアルコールに係る引渡人（譲渡人）の氏名又は名称を記載してください。

【許可番号】

譲り受けたアルコールに係る引渡人（譲渡人）の許可番号を記載してください。

【受入数量】

譲り受けた数量（容量）を単位はリットルで記載してください。

（小数点以下第3位まで記入可ですが、cc、デシリットル、m3等の容量単位は不可）

- 注1. ここでいう「譲受け」には、販売事業者等からの譲受けのほか、法第22条ただし書の規定による承認を受けて行う他の許可使用者からの譲渡が含まれますので御注意ください。なお、同一事業者の他の使用施設からの移入は含まれません。
2. アルコールの譲受けの相手方である引渡人（譲渡人）について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の引渡人とは異なる者を記載することとなるので御注意ください。（詳しくは、「Ⅲ. 帳簿の記載 2. 記載すべき事項」を御覧ください。）

○アルコール事業法施行規則 ー抜粋ー

（定期の報告）

第三十五条 法第三十条において準用する法第九条第二項の報告は、毎年五月末日までに、様式第四十六による報告書に、年度におけるアルコールの譲受けの実績を記載した様式第四十七による一覧表を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出してしなければならない。

- 2 法第三十条において準用する法第九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。
- 一 前年度から繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
 - 二 譲り受けたアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
 - 三 当該許可に係る許可使用者の使用施設から移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該使用施設の名称
 - 四 当該許可に係る許可使用者の使用施設に移出したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該使用施設の名称
 - 五 使用に供したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、用途、当該アルコールを使用してできた製品の名称及び数量並びに当該アルコールのうち年度末において仕掛品がある場合においては当該仕掛品に係るアルコールの数量
 - 六 翌年度に繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
 - 七 法第二十二条第一項ただし書の承認を受けてアルコールを譲渡したときは、これらに関する事項
 - 八 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
 - 九 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これに関する事項
 - 十 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項

4. アルコール使用業務報告書及びアルコール譲受け一覧表の記載例 (報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

報告書の提出日を記載

<アルコール使用業務報告書(表紙)>

様式第46(第35条第1項関係)

20 19 年 04 月 25 日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 330-9715)

報告者 住所 埼玉県さいたま市上落合2-1-1

電話番号 048(600)0399

商号、名称又は氏名

経済産業株式会社

(許可番号 1-3-99999)

法人の代表者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

代表取締役社長 経済 太郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール使用業務報告書

アルコール事業法第30条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2018年度アルコール使用報告書

1 関東工場 95度発酵

6 沖縄工場 95度発酵

2 関東工場 99度発酵

3 東北工場 95度発酵

4 近畿工場 95度発酵

5 近畿工場 95度合成

「事業場」「アルコール度数」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

<アルコール使用業務報告書（使用報告書）>

減要因が「使用」の場合、左のコード欄は空欄とし、右のコード欄（サブコード欄）に使用方法整理番号を入力する

当該事業場の整理番号を記入し、事業場名を付記する

アルコールの各数量はリットル単位で、小数点以下は使用簿と同じ桁まで（少数第3位まで記入可）記入する

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

様式第 46（第 35 条第 1 項関係）

2 0 1 8 年度アルコール使用報告書

- (1) 使用施設の名称
- (2) 度数
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1 - 3 - 9 9 9 9 9 - 0 1 関東工場
 9 5 度
 1 (1:発酵 2:合成)

前年度から繰越 (リットル)	増			減			仕掛品のアルコールの数量 (払出数量の内数) (リットル)	製品の数量 (リットル・kg)	翌年度へ繰越 (リットル)
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード	摘要	数量 (リットル)			
	1	譲受	500,000	1	△△ローション	200,000	0	1,333,333	
	2 02	移入 東北工場	50,000	2	××クリーム	1,000	0	5,376.345	
	2 03	移入 近畿工場	45,000	3	□□リキッド	250,000	50,000	869,564	
	5 8	度数替え 99度から	5,210	8 04	移出 沖縄工場	50,000			
				9 1	欠減 作業欠減	1,700			
				9 2	亡失 2018年11月4日報告	500			
				9 5	収去 収去番号 01-3-99-999	1			
				9 9	その他 アルコール品質検査用	10			
0		合計	600,210		合計	503,211	50,000		96,999

コード サブコード

複数枚にわたる場合、「前年度から繰越」、「数量の合計」及び「翌年度へ繰越」欄は最後のページにのみ記入

製品の数量はアルコール明細書に記載したものと同一単位で記載する（小数第3位まで記入可）

<アルコール譲受け一覧表>

様式第 47 (第 35 条第 1 項)

アルコール譲受け一覧表

(1) 使用施設の名称
関東工場

(2) 度数
95 度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別
1 (1 : 発酵 2 : 合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
経済販売株式会社	2-3-99989	300,000	
株式会社産業販売	2-4-99991	200,000	
合 計		500,000	

当該使用施設の名称を付記

当該使用施設の整理番号を記入

アルコールの各数量はリットル単位で、小数点以下は法定帳簿と同じ桁まで(小数点以下第3位まで記入可)記入する

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

複数枚にわたる場合、「数量の合計」欄は最後のページにのみ記入

アルコール使用許可 申請マニュアル

目 次

I. 『アルコール使用許可申請書』の記載方法について	26
・ 『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類』 の作成について	31
・ 『使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配置図』 の作成について	35
・ 『アルコール使用明細書』の記載方法について	38
・ 『回収アルコール等に関する事項』の記載方法について	45
・ 『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』について	47
・ その他必要書類について	48
II. 個別用途ごとの取り扱いについて	49
III. 『アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書』の記載方法について	55
IV. 『アルコール許可使用者許可事項変更届出書』の記載方法について ..	58

I. 『アルコール使用許可申請書』の記載方法について

- 注1. 使用施設が2以上ある場合には、第1面の使用施設に係る事項には「第2面に記載」と記載し、使用施設の全てについて第2面により記載してください。（日本産業規格A4）
2. 申請者が国の機関である場合には「アルコール使用承認申請書」として記載してください。

1. 【アルコールの用途】

- ①アルコールの用途が物品の製造である場合には、**別表1**に掲げる「用途内訳（アルコールを使用する製品の例）」を参照のうえ、その用途に対応するアルコール事業法用途の分類コード及び物品名を記載してください。
- 例 みその製造であれば、**「1-35 みそ」**と記載してください。
滋養強壯薬の製造であれば、**「1-48 代謝性医薬品」**と記載してください。
- ②アルコールの用途が機械器具又はその部品洗浄用に使用するときは、**「2-1 機械器具洗浄用」**と記載してください。
- ③アルコールの用途が試験研究により製造する物品の製造に使用するときは、**「3-1 試験研究用」**と記載してください。
- ④アルコールの用途が揮発油（ガソリン）混合用に使用するときは、**「4-1 揮発油混合用」**と記載してください。

2. 【アルコールの使用方法】

- ①アルコールの使用過程におけるアルコールの役割及び製造する物品1単位当たりのアルコール使用量（使用原単位）を記載してください。
- 例 物品製造の場合であれば、「原料として製品〇kg当たり〇〇リットル使用。」
機械器具洗浄用であれば、「一回の洗浄のため〇〇リットル使用。」
- ②使用方法が複数である場合等で記載しきれない場合には、「**アルコール使用明細書のとおり**」と記載するとともに、当該使用施設で行う使用方法整理番号（アルコール使用明細書に付した整理番号）を記載してください。
- 例 「アルコール使用明細書のとおり（整理番号〇〇番～〇〇番）」

3. 【使用設備の能力】

使用施設ごとの**1日当たりのアルコール最大使用数量**を記載してください。

4. 【使用設備の構造】

①アルコールの使用の過程において用いる設備ごとの名称及び能力を記載してください。

②この場合の能力は、用いる設備の性能を的確に示す方法によって記載してください。

例：

- ・用いる設備が調合槽や熟成槽等の容器である場合には、当該容器の容量。
- ・用いる設備が乾燥機やポンプ等である場合には、当該設備の電力消費量。
- ・用いる設備が蒸留塔や反応塔等である場合には、塔高及び塔径。等

③対象となる設備は、アルコールの用途が物品の製造である場合には原料投入の工程から製品充填の工程に至るまでの各工程で用いる設備となります。また、機械器具洗浄用である場合は当該設備の洗浄に用いる設備となります。

④記載の順番は、「アルコール使用明細書」に記載された製造・使用工程の順に則して記載してください。

⑤回収アルコール等^{※1}が発生する使用方法の場合には、当該回収アルコール等の回収、蒸留、再使用、及び廃棄等に用いる設備も対象となりますので御注意ください。

⑥なお、使用の過程において用いる設備が複数である場合等で記載しきれない場合には、「**使用に係る各設備の名称及び能力一覧のとおり。**」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

⑦また、使用方法が複数ある場合には、どの使用方法に用いる設備であるかがわかるよう、使用方法整理番号に対応させて記載してください。

※1 回収アルコール等とは、アルコールの使用の過程において回収されるアルコール（アルコール分90度以上のもの）及びアルコール含有物（アルコール分90度未満のもの）のことです。

5. 【貯蔵設備の能力】

使用施設ごとのアルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載してください。

注 アルコールを所持しようとする量が小さく、危険物貯槽、危険物倉庫等を所有しない場合には、当該欄の記載は要しません。ただし、記載漏れの場合との区別のため、斜線を引く等してください。

6. 【貯蔵設備の構造】

アルコール貯槽、危険物倉庫の別ごとに容量及び基数を記載してください。この際、危険物倉庫の容量は消防当局に提出済みのアルコール貯蔵容量を記載してください。なお、アルコール貯蔵設備が複数である場合等で記載しきれない場合には、「**貯蔵設備の容量及び基数一覧の**

とおり。」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

例	アルコール貯槽	100kL×1基
		50kL×1基
	危険物倉庫	10kL

注 アルコールを所持しようとする量が小さく、危険物貯槽、危険物倉庫等を所有しない場合には、「設備の構造」欄は記載を要しません。ただし、この場合には、『使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配置図』にアルコールの保管場所がどこであるかがわかるように記載してください。

7. 【使用の時期】

使用開始の予定年月日を記載してください。使用方法が複数ある場合には使用予定の最も早い日付としてください。

8. 【現に営んでいる他の事業】

- ①アルコールの用途が物品の製造である場合には当該物品の製造業以外に営んでいる事業を**日本標準産業分類の4桁分類**で記載してください。
- ②アルコールの用途が機械器具洗浄用又は試験研究用である場合には、当該洗浄する機械を使用して行う事業又は当該試験研究に係る事業以外に営んでいる事業を日本標準産業分類の4桁分類で記載してください。

9. 【登録免許税】

登録免許税法に基づき使用の許可（使用施設ごとの用途の増加や使用施設の追加に係る変更の許可を含む。本マニュアルP57参照）に対して、1万5千円の登録免許税が課せられます。許可申請者は、銀行又は郵便局等に備え付けの**納付書で現金（1万5千円）を納付し、その領収証書（正本）を許可証に添付される登録免許税納付届の裏面に貼付の上、許可日から1ヶ月以内に提出してください。**なお、**納税地**は、許可申請者の所在地ではなく、**申請先の各経済産業局の所在地**となります。

様式第 43 (第 31 条第 1 項関係)

(第 1 面)

20××年 ●月 ●日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 100-8901)

所轄地区の局名
(関東、近畿等)

申請者 住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話番号 03 (3501) 1511

商号、名称又は氏名

経済産業株式会社

法人の代表者の住所及び氏名

代表者の自宅住所

埼玉県さいたま市上落合 2-1-1

代表取締役社長 経済 太郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

役職名も記載

アルコール使用許可申請書

アルコール事業法第 26 条第 1 項に規定するアルコール使用の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号	
使用施設	名称及び所在地	第 2 面に記載
	アルコールの用途	
	アルコールの使用法	
	使用設備の能力	
	使用設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
使用の時期	20××年 4 月 1 日	
現に営んでいる他の事業	医薬品製剤製造業	

- 備考
- 1 使用施設が 2 以上ある場合には、第 1 面に掲げる事項を第 2 面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第 2 面の例により作成した書面に記載して添付すること。
 - 2 使用設備の能力は、1 日当たりのアルコールの使用可能な数量を記載する。
 - 3 貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載すること。
 - 4 設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載すること。
 - 5 使用の時期は、使用開始の予定年月日を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

日本標準産業分類の
4 桁分類で記載

使 用 施 設	名称及び所在地	関東工場 東京都千代田区1丁目3番地1号
	アルコールの用途	1-55. 化粧品 1-56. 歯みがき
	アルコールの使用方法	アルコール使用明細書のとおり (整理番号1~6)
	使用設備の能力	50kL/日
	使用設備の構造	別紙1「各設備の名称及び能力一覧」のとおり
	貯蔵設備の能力	400kL
	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 200kL × 2基
使 用 施 設	名称及び所在地	東北工場 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号
	アルコールの用途	1-55. 化粧品
	アルコールの使用方法	アルコール使用明細書のとおり (整理番号1~3)
	使用設備の能力	25kL/日
	使用設備の構造	別添2「各設備の名称及び能力一覧」のとおり
	貯蔵設備の能力	310kL
使 用 施 設	名称及び所在地	近畿工場 大阪府大阪府中央区大手前1丁目5番4号
	アルコールの用途	1-55. 化粧品 1-58. 家庭用合成洗剤
	アルコールの使用方法	アルコール使用明細書のとおり (整理番号1~3, 7~9)
	使用設備の能力	40kL/日
	使用設備の構造	別添2「各設備の名称及び能力一覧」のとおり
	貯蔵設備の能力	310kL
	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 100kL × 3基 アルコール倉庫 10kL

・『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類』の作成について

使用の許可申請に際し必要となる書類は具体的には以下のとおりとなります。

1. アルコール貯蔵設備に係る構造図

アルコール貯槽又はアルコールを貯蔵するための危険物倉庫がある場合には、構造図の提出が必要です。なお、既に消防当局に提出済みの構造図がある場合には、そのコピーで差し支えありません。

2. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類

アルコールの数量管理のための基準として、施行規則においてはアルコールの受払のための設備又はアルコール貯槽には、アルコールの数量を計測するための流量計又ははかり（アルコール貯槽の場合は液面計その他の計測器）を設けることを規定しています。

この書類には、これらアルコールの受け払いのための設備又はアルコール貯槽に設ける計測機器の名称、形式及び基数を記載してください。

3. アルコール移送配管内の容積を計算した書類

アルコール貯槽から使用設備までのアルコールの移送を配管を利用して行う場合には、当該配管内の容積を計算した書類が必要となりますので、以下の計算式により計算した書類を提出してください。（配管内径が異なる配管を複数利用するときは配管内径ごとに計算した書面としてください。なお、既に消防当局に提出済みのものがある場合には、そのコピーで差し支えありません。）

$$\text{計算式} = \text{配管内径の半径の2乗} \times 3.14 \times \text{長さ}$$

例 使用する配管が、配管内径 40mm の配管を 30m、配管内径 30mm の配管を 20mである場合

配管内径 40 mm	(リットル換算)
$20\text{mm} \times 20\text{mm} \times 3.14 \times 30,000\text{mm} \div 1,000,000$	= 37.7 リットル
配管内径 30 mm	
$15\text{mm} \times 15\text{mm} \times 3.14 \times 20,000\text{mm} \div 1,000,000$	= 14.1 リットル

合 計 51.8 リットル

別表

設備の種類	記載すべき事項	添付書類
<p>一 アルコール製造設備</p> <p>(一) 蒸煮機</p> <p>(二) 発酵槽</p> <p>(三) 酒母槽</p> <p>(四) 加熱炉</p> <p>(五) 反応器</p> <p>(六) ガス分離槽</p> <p>(七) 蒸留機</p>	<p>容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>基数</p> <p>反応方式、容量及び基数</p> <p>容量及び基数</p> <p>名称 (アルコール蒸発缶、精製塔等)、高さ、内径、段数、内部構造 (泡鐘式等) 及び基数</p>	<p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p>
<p>二 アルコール貯蔵設備</p> <p>(一) アルコール貯槽</p> <p>(二) アルコール倉庫 (屋外を含む。)</p>	<p>容量及び基数</p> <p>貯蔵可能な容量の総計</p>	<p>構造図</p> <p>構造図</p> <p>構造図</p>
<p>三 アルコール使用設備</p> <p>使用工程において用いる設備</p>	<p>各設備の名称及び能力 (容量等)</p>	
<p>四 計測機器</p> <p>(一) アルコールの計測機器</p> <p>(二) アルコールの原料の計測機器</p>		<p>名称、形式及び基数を示す書類</p> <p>名称、形式及び基数を示す書類</p>
<p>五 アルコール移送配管</p>		<p>配管内の容積を計算した書類</p>

別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類のイメージ

(書類のイメージであり、省令別表の記載事項を充足している書類であれば、どのような書類でも差し支えありません。)

(別添)

東北工場 (使用施設が複数ある場合記入)

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧

連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	粉砕器	粉砕能力 150kg/時間 5kW	1	
2	調合槽	容量 3,000L φ1500×1500h	1	
3	抽出槽	容量 5,000L φ1600×3022h	1	
4	圧搾式濾過槽	容量 5,000L φ1600×3030h	1	
5	濃縮蒸留釜	容量 500L φ300×7100h	3	
6	蒸発乾燥機	乾燥能力 100L/時間 5.5kW	1	
7	製品貯蔵庫	倉庫 3,000kg	1	
8	回収アルコール含有物貯槽	貯槽 2,000L	1	

2. 貯蔵設備の容量及び基数一覧

連番	設備名称	貯蔵の容量に係る事項	数量	備考
1	アルコール貯槽	容量 150kL	1	タンク No. 104
2	アルコール貯槽	容量 150kL	1	タンク No. 105
3	危険物倉庫	容量 10kL	1	

3. 計測機器の名称、形式及び基数一覧

連番	計測機器の名称	形式	数量	備考
1	アルコール貯槽受入流量計	型式 C324-2325	1	タンク No. 104
2	アルコール貯槽受入流量計	型式 C324-2355	1	タンク No. 105
3	アルコール充填設備流量計	型式 C324-2400	1	調合槽付属

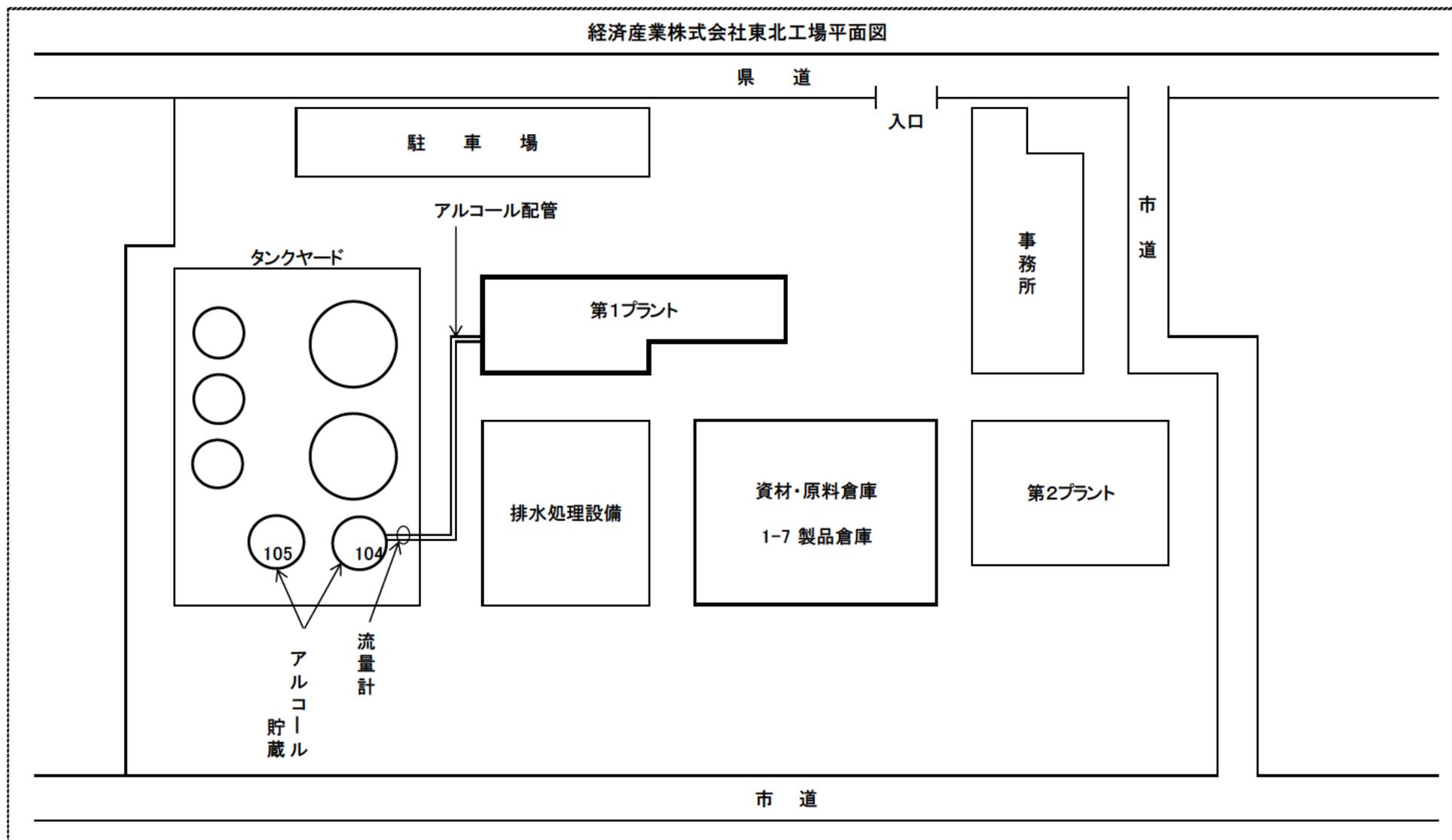
4. 移送配管内の容積

連番	設備名称	経路	容積 (リットル)	計算式
1	アルコール移送配管①	タンク No.104 → 調合槽	37.7	$20\text{mm} \times 20\text{mm} \times 3.14 \times 30,000\text{mm} \div 1,000,000$
2	アルコール移送配管②	タンク No.105 → 調合槽	14.1	$15\text{mm} \times 15\text{mm} \times 3.14 \times 20,000\text{mm} \div 1,000,000$

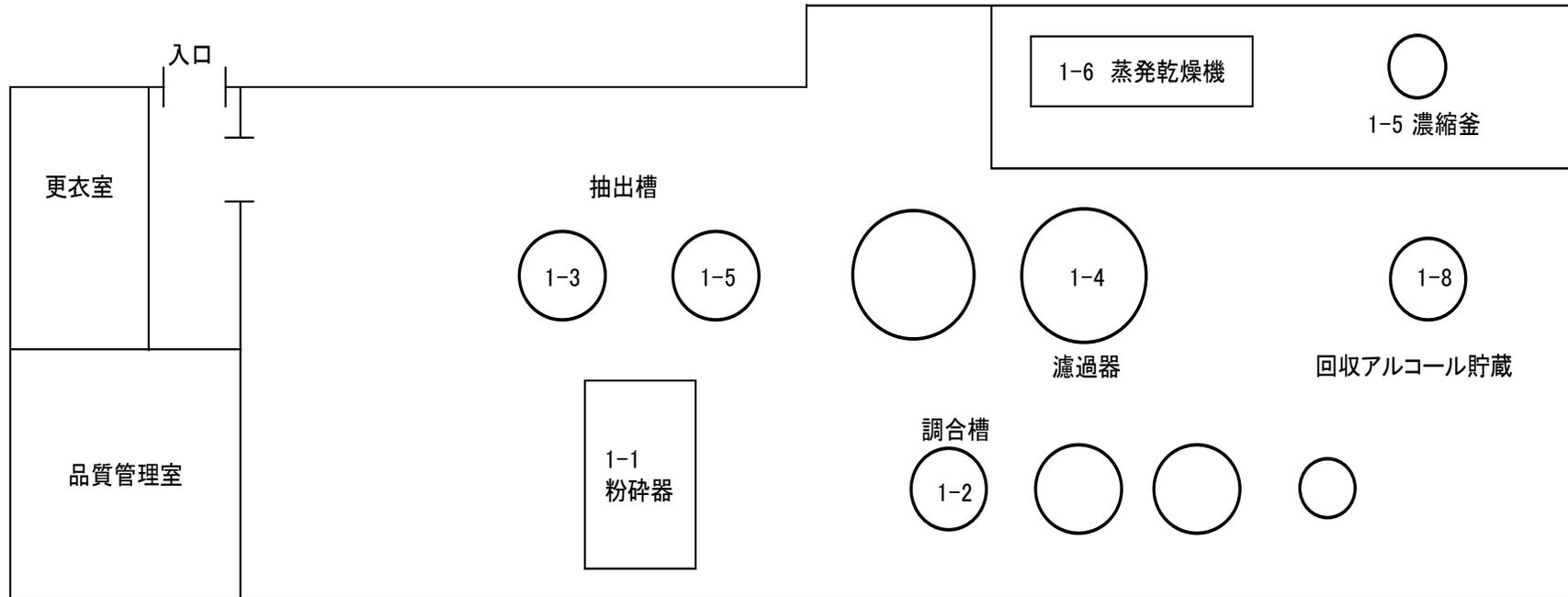
・ 『使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配置図』の作成について

1. 使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配置図とは、**具体的にはアルコールの使用設備、貯蔵設備及び移送配管並びに帳簿を備えている事務所等の位置を的確に把握することができる事業場全体の平面図**のことです。
2. この書類は、当省の職員が法第40条に基づく立入検査を行うに当たっては、アルコールの使用設備や貯蔵設備等が許可使用者の使用施設（事業場）内の何処に配置されているかを事前に把握しておく必要があることから提出を求めるものです。
3. したがって、作成に当たっては、①事業場全体の平面図となっているか、②アルコールの使用設備、貯蔵設備、移送配管、帳簿を備えている事務所等の位置が明確となっているかという点につき留意して作成してください。
4. なお、回収アルコール等が発生する使用方法による場合は、当該回収アルコール等の再使用、蒸留及び処分の工程に係る設備についても「アルコール使用設備」としてとらえ、当該設備の位置が明確となるよう作成していただくこととなりますので御注意ください。

使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配置図イメージ



第1プラント内平面図



・『アルコール使用明細書』の記載方法について

1 【整理番号】

- ①番号は使用方法の整理番号ですので使用方法ごとに付してください。
- ②付番は1～9999番（5桁）までの範囲で任意に付けていただいても結構ですが、法定帳簿への記載や報告の際には、この番号を付記していただくこととなりますので、用途ごとに整理して付番する等、許可使用者自身がわかりやすいものとしてください。
- ③例えば、化粧品、医薬品、石けんの3用途にアルコールを使用する場合に、将来の商品追加を踏まえて化粧品を1000番台、医薬品を2000番台、石けんを3000番台として整理することとし、以下のような不連続な番号を付していただいても結構です。

付番の例

今回の申請	化粧品	1001～1050番
	医薬品	2001～2041番
	石けん	3001～3002番

次回の使用方法追加申請	化粧品	1051～1057番
-------------	-----	------------

2 【用途】

- ①アルコールの用途が物品の製造である場合には、別表1に掲げる「用途内訳（アルコールを使用する製品の例）」を参照のうえ、その用途に対応するアルコール事業法用途の分類コード及び物品名を記載してください。
例 みその製造であれば、「1-35 みそ」と記載してください。
滋養強壮薬の製造であれば、「1-48 代謝用医薬品」と記載してください。
- ②アルコールの用途が機械器具又はその部品洗浄用に使用するときは、「2-1 機械器具洗浄用」と記載してください。
- ③アルコールの用途が試験研究により製造する物品の製造に使用するときは、「3-1 試験研究用」と記載してください。
- ④アルコールの用途が揮発油（ガソリン）混合用に使用するときは、「4-1 揮発油混合用」と記載してください。

3 【製品の用途】

- ①アルコールの用途が物品の製造である場合には、どのような製品であるかがわかるよう製品の具体的な品目名又は化学物質名を記載してください。
- ②アルコールの用途が機械器具又はその部品洗浄用である場合には、どのような機械器具の洗浄であるかがわかるよう記載してください。
- ③アルコールの用途が試験研究用である場合には、どのような物品の製造のための試験研究であるか、どのような研究目的（研究テーマ等）のための試験研究であることを具体的に記載してください。
- ④アルコールの用途が揮発油（ガソリン）混合用である場合には、ガソリン混合と記載してください。

用途	1-55 化粧品	1-3 鎖式有機工業薬品	2-1 機械器具洗浄用	3-1 試験研究用	4-1 揮発油混合用
製品の用途記載例	香水、オーデコロン、シャンプー、化粧水、洗顔クリーム、口紅、除光液 等	シュウ酸エチル、ケイ酸エチル、乳酸エチル 等	化粧品製造機械洗浄、医薬品製造機械洗浄、乳製品製造機械洗浄 等	化粧品の商品開発、標本作製 等	ガソリン混合

4【度数】

使用するアルコールのアルコール分を記載してください。

注意

①アルコール事業法下におけるアルコールの流通管理は、発酵・合成の別及び度数によってのみ区分して行われることとなります。（政府によるアルコールの品質規格や変性基準は存在しない。）このため、アルコール度数欄の記載は、実際に使用するアルコールの度数を正しく記載してもらう必要があります。

②したがって、**使用許可者自らの希望により引き続き旧法下における変性アルコールと同じものを購入・使用する場合**（いわゆる発地変性されたものを購入する場合）には、使用するアルコールの度数は、当該変性剤が混入された後のアルコールの度数を記載することとなります。（別表4「**変性アルコールのアルコール事業法下での表記**」を参照してください。）

※ この場合の販売事業者による変性剤の投入は、販売事業者が任意に行う「度数替え」の行為（アルコール分が90度を割り込んだ場合は希釈の制限に抵触する。）であり、当該変性後のアルコールは、販売事業者が独自に品質を調整した商品（取り揃え）となります。

③一方、本使用の手引きP51（3）に記載の**主な有効成分がアルコールである商品**（食品防腐用製剤、調理器具除菌剤、機械器具洗浄剤、混合溶剤、液体燃料等）を製造する場合には、変性剤を当該製品の原料として用いることを許可の基準としています。このため、使用明細書の記載にあつては、無変性アルコールに原料たる変性剤を投入することが解るように記載する必要があります。（アルコールの度数欄の記載は、**無変性アルコールの度数を記載してください。**）

※ 主な有効成分がアルコールである商品を製造する場合において、許可使用者が自らの製造行為で行うべき変性行為を行わず、販売事業者から②の変性アルコールの供給を受けた場合、販売事業者の変性行為は、本来許可使用者が行うべき「アルコール使用工程」の一部を代行する行為となり、法第28条第3号の規定（その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。）に適合していないこととなりますので、御注意ください。

5 【アルコールの役割】

該当する項目を選択してください。なお、「その他」を選択した場合には（ ）内にアルコールの役割を具体的に記載してください。

6 【原材料使用構成】

- ①通常の一回の製造又は1日あたりに使用する各原材料の名称及び使用量（容量又は重量）を記載してください。
- ②この場合、アルコールの使用量は容量建てで記載するとともに、（ ）書きにより重量換算値を併記してください。
- ③アルコール以外の原材料の使用量については個別に**管理している重量又は容量**で記載してください。ただし、水及び主要原材料（水以外の原材料で上位2品目）でない原材料は「その他の原材料」としてまとめて記載しても差し支えありません。
- ④合計については、（ ）書きしたアルコールの重量建て使用量と、アルコール以外の全ての原材料の使用量を合算した値を記載してください。
原材料の単位が混在する場合は、合計欄には単位なしで数字の合計を記載してください。

注：回収アルコール等を再使用しようとする場合においては、再使用する回収アルコール等の使用量は容量建てで記載するとともに（ ）書きにより重量換算値を併記してください。

7 【製品出来高】

- ①原材料使用構成の欄で記載した原材料の量によって生産される製品の出来高を重量建て又は容量建てで記載してください。
- ②なお、製品出来高の値は通常想定される製品歩留まり（収率）を加味したものとしてください。

8 【アルコール使用原単位】

- ①アルコール使用量（容量建て）を製品出来高で除して得た値（小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位の値）を記載してください。
- ②アルコールの用途が2-1 機械器具洗浄用又は3-1 試験研究用の場合で、①によることができない場合は当該機械器具洗浄又は試験研究1回あたりに使用するアルコールの量を記載してください。

9 【製品中のアルコール度数】

温度15度のときにおいて製品容量百分中に含有するアルコールの容量を記載してください。
なお、容量建てによるアルコール度数の把握が困難な場合には、重量建てによる含有率（%）を記載しても差し支えありません。ただし、この場合には、容量建てによるアルコール度数の記載の場合と区別できるよう「製品中のアルコール**度数**」を「製品中のアルコール**含有率**」と加筆修正のうえ、「**〇〇度**」と記載するのに代えて「**重量建てで〇〇%**」と記載してください。

10 【回収アルコール等の有無】

該当する方を○で囲ってください。

注：アルコールの使用の過程で回収アルコール等がある場合でも、密閉化された生産ライン

(アルコール使用設備) 内で回収され、かつ、再使用されるものについては、回収アルコール等とは取り扱わないので御注意ください。

1 1 【製造・使用方法の説明】

- ①物品の製造又は使用方法を各使用設備に対応させつつ記載してください。この際、アルコールの用途が物品の製造の場合でアルコールの役割が反応である場合等は化学反応式を併せて記載してください。
- ②アルコールの用途が 2-1 機械器具洗浄用又は 3-1 試験研究用の場合で、アルコール使用原単位を、一回あたりに使用するアルコールの量で記載した場合には、当該洗浄又は試験研究の手順に則して、一回あたりに使用するアルコールの量を説明してください。
- ③この際、アルコールの用途が 2-1 機械器具洗浄用の場合には、当該機械器具洗浄に係る洗浄方法、頻度及び記録は内部規則等の定めによることがわかるよう、当該内部規則等の名称、並びに内部規則等により定められた洗浄頻度及び洗浄の事実を記録する帳簿名等を付記してください。
- ④また、アルコールの用途が 3-1 試験研究用の場合には、当該試験研究により物品を製造したことが確認できる記録簿（研究日誌又は研究記録簿）又は製造物品の研究評価書等の名称を付記してください。（製造した物品は処分せず、全てを保管する場合には記載の必要はありません。）

1 2 【製造・使用工程】

- ①原料投入から製品に至るまでの各工程を時系列に記載してください。この際、アルコールの投入・使用の工程が明らかとなるよう記載してください。
- ②回収アルコール等がある場合には、当該回収アルコール等の回収工程並びに再使用の工程（蒸留して再使用する場合にあっては蒸留の工程を含む。）が明らかとなるよう記載して下さい。
- ③アルコールの用途が 2-1 機械器具洗浄用の場合で、アルコール使用原単位を一回あたりに使用するアルコールの量で記載した場合には、当該洗浄する機械器具の名称及び外形、寸法等がわかる概略図を記載してください。（当該洗浄する機械器具等の図面を添付する場合には、概略図の記載は要しません。）

アルコール使用明細書【3品を1葉で同時に申請する場合】

整理番号 1～3

用途		1-55. 化粧品	製造・使用方法
製品名 (整理番号・記号)		別紙のとおり	製造・使用方法の説明 1. 調合槽内でグリセリンを水に混和する。 2. 1. に他の調合槽内で、アルコール、油脂、香料及びその他の原料を混合したものを添加し可溶化する。 3. 攪拌槽内で十分に攪拌する。
製品の用途		化粧水	
発酵アルコール又は合成アルコールの別度		発酵アルコール	
使用アルコールの役割		95度	
		原料 反応・溶剤・抽出・精製・結晶・防腐・その他 ()	製造・使用工程
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	<pre> graph TD Glycerin[グリセリン] -- (混合) --> Mix1[] Water[水] -- (混合) --> Mix1 Mix1 --> Solubilization[可溶化] Alcohol[アルコール] -- (添加) --> Solubilization Oil[油脂] -- (混合) --> Solubilization Fragrance[香料] -- (混合) --> Solubilization Others[その他] -- (混合) --> Solubilization Solubilization --> Stirring[攪拌] Stirring --> Product[製品] </pre>
	アルコール (A)	(リットル)	
		(リットル・kg)	
	合計	(リットル・kg)	
	製品出来高 (B)	(リットル・kg)	
アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル・リットル/kg)		
製品中のアルコール度数		度	
回収アルコール等の有無		有・無	

(第2面)

整理番号		1	2	3
製品名		△△ローション	〇〇クリーム	□□リキッド
原材料区分		使用量	使用量	使用量
アルコール使用原単位に関する事項	アルコール (A)	(リットル) (163.4 kg) 200	(リットル) (81.7 kg) 100	(リットル) (163.4 kg) 200
	グリセリン	(kg) 120	(kg) 300	(kg) 50
	油脂	(kg) 20	(kg) 50	(kg) 10
	香料	(kg) 10	(kg) 5	(kg) 10
	その他	(kg) 20	(kg) 20	(kg) 20
	水	(kg) 1000	(kg) 300	(kg) 750
		(kg)	(kg)	(kg)
	合計	(kg) 1333.4	(kg) 756.7	(kg) 1,003.4
	製品出来高 (B)	(kg) 1333.4	(kg) 742	(kg) 1,003.4
	アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/kg) 0.150	(リットル/kg) 0.135	(リットル/kg) 0.199
製品中のアルコール度数	14度	12度	20度	

- 備考 1 用途、製品の用途、発酵アルコール又は合成アルコールの別、度数、アルコールの役割、回収アルコール等の有無及び製造工程が同一である類似の製品がある場合には、当該類似の製品について第1面に代えて第2面に記載することができる。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
- 2 アルコール又はアルコール含有物が使用の過程で回収されるときは、以下の事項を記載した書面を添付するものとする。
- (1) 当該回収されるアルコール又はアルコール含有物の組成及び回収率
 - (2) 再使用する場合には精製の有無及び精製後の組成
 - (3) 燃焼、廃棄等により処分する場合にはその処分の方法
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

アルコール使用明細書【1品のみを申請する場合】

整理番号 1

用途		1-55. 化粧品		製造・使用方法		
製品名 (整理番号・記号)		〇〇ローション		製造・使用方法の説明 1. 調合槽内でグリセリンを水に混和する。 2. 1. に他の調合槽内で、アルコール、油脂、香料及びその他の原料を混合したものを添加し可溶化する。 3. 攪拌槽内で十分に攪拌する。		
製品の用途		化粧水				
発酵アルコール又は合成アルコールの別		発酵アルコール				
度数		95度				
使用アルコールの役割		原料 反応・溶剤・抽出・精製・結晶・防腐・その他()		製造・使用工程		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分		使用量		<pre> graph TD Glycerin[グリセリン] -- (混合) --> Mix1(()) Water[水] -- (混合) --> Mix1 Mix1 --> Solubilization[可溶化] Alcohol[アルコール] -- (添加) --> Solubilization Oil[油脂] -- (混合) --> Solubilization Fragrance[香料] -- (混合) --> Solubilization Other[その他] -- (混合) --> Solubilization Solubilization --> Stirring[攪拌] Stirring --> Product[製品] </pre>	
	アルコール (A)		(リットル) (163.4kg) 2000			
	グリセリン		(kg) 120			
	油脂		(kg) 20			
	香料		(kg) 10			
	その他		(kg) 20			
	水		(kg) 1000			
			(kg)			
	合計		(kg) 1333.4			
	製品出来高 (B)		(kg) 1333.4			
アルコール使用原単位 (A/B)		(リットル/kg) 0.150				
製品中のアルコール度数		14度				
回収アルコール等の有無		有・ 無				

・ 『回収アルコール等に関する事項』 の記載方法について

1 【当該回収されるアルコール又はアルコール含有物の組成及び回収率】

- ①組成はアルコール分並びにアルコール以外の成分の名称及び成分毎の含有率を記載してください。
- ②回収率は使用アルコールに対する回収アルコール又は回収アルコール含有物に含まれるアルコールの量の割合（使用アルコール度数換算後）を記載してください。

(参考記載例)

「回収アルコールに関する事項」

1. 回収アルコールの組成

(1) 組成

成分	組成
エタノール	30%
〇〇	50%
水分	20%
合計	100%

(2) アルコールの回収率

例 95度のアルコール1,000Lを使用して物品を製造した結果、30度のアルコール含有物が2,000L回収される。

この場合の回収率は、以下のとおりとなります。

$$\frac{\text{回収アルコール含有物}}{\text{使用したアルコール}} = \frac{(30\text{度} \times 2000\text{L})}{(95\text{度} \times 1000\text{L})} \times 100 = 63.2\%$$

2 【再使用する場合には精製の有無及び精製後のアルコール含有物の組成】

回収アルコール等を再使用するに当たって精製等の措置を施す場合には、精製等の方法、精製後のアルコール含有物のアルコール分並びにアルコール以外の成分の名称及び成分毎の含有率を記載してください。

3 【燃焼、廃棄等により処分する場合にはその処分の方法】

焼却、廃棄、譲渡その他の具体的な処分方法、並びに当該処分に当たって回収アルコール等に化学物質等を加える場合はその具体的な方法等を記載してください。

注．回収アルコール及び回収アルコール含有物等の取り扱いは以下のとおりですので、回収アルコール等に関する事項を記載する際の参考としてください。

① 定義

- イ 回収アルコールとは、アルコールの使用の過程において回収されるアルコールをいう。
- ロ 回収アルコール含有物とは、アルコールの使用の過程において回収されるアルコールを含有する物質でアルコール分が90度未満のものをいう。

② 基本的な考え方

- イ 回収アルコール及び回収アルコール含有物（以下、回収アルコール等という。）は、アルコールの使用途上の状態のものであるため、アルコール分に関係なくその全てが使用され又は処分等がなされたことが確認されるまでは管理されるものである。
- ロ 従って、再使用の工程だけでなく、回収、蒸留、保管、廃棄及び譲渡についても広くアルコールの使用工程の一部と見なす。
- ハ 回収アルコール含有物の自家処分は、当該処分する回収アルコール含有物の性状が酒類の原料への不正な使用のおそれのないものと認められる場合を除き、経済産業局職員の立会の下に行わせるものとする。また、自家処分の方法は焼却又は公害対策に係る所定の処置を施しての廃棄とする。
（回収アルコールの廃棄は本法にいう「アルコール」の廃棄であることから、当該回収アルコールの性状の如何を問わず、経済産業局職員の立会の下に行わせるものとする。）
- ニ 回収アルコール含有物の譲渡は、当該譲渡する回収アルコール含有物の性状が酒類の原料への不正な使用のおそれのないものと認められるものでなければならない。ただし、製造事業者への原料としての譲渡である場合はこの限りでない。
（回収アルコールの譲渡は本法にいう「アルコール」の譲渡であることから、法第22条第1項の承認を受けて行うこととなる。）
- ホ ハ及びニの「回収アルコール含有物の性状が酒類の原料への不正な使用のおそれのないものと認められるもの」の具体的な基準は、別表2上欄に掲げる化学物質が中欄に掲げる基準以上含有していること、又はそれらと同等以上に酒類の原料への不正な使用のおそれのない性状のものとなっていることとする。
- ヘ 回収アルコール等の受払（回収、蒸留、使用、廃棄、譲渡等）は、アルコールの使用の許可の条件として、未使用アルコールに準じた記帳及び保管並びに回収したアルコール又はアルコール含有物は使用に供していないアルコールとは別に蔵置することを義務付ける。

③ アルコール許可使用の要件

使用の過程で回収アルコール等を再使用する場合には、**未使用アルコールと併用して使用する回収アルコール等の使用方法が特定される（未使用アルコールの使用原単位は一定、かつ、明確である。）場合等**に法第28条第3号（その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。）の規定に適合しているものとして取り扱う。

・『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』について

記載例

誓 約 書	
20××年××月××日	
××経済産業局長 殿	
申請者 ^(注3)	
氏名又は名称 ××株式会社	
代表者の住所及び氏名	
住所 ○○県○○市○○町○○	
代表取締役社長 ×× ××	
業務を執行する役員の住所及び氏名	
住所 ××都××区××丁目××	
××取締役 ×× ××	
業務を執行する役員の住所及び氏名	
住所 ○○県○○市○○町○○	
○○取締役 ○○ ○○	
当社 ^(注2) は、アルコール事業法第30条において準用するアルコール事業法第5条各号に該当しない者であることを誓約します。	

注1. 法人（会社）の場合の誓約書記載例は上記のとおり。

2. 個人の場合の誓約書は文面の一部を次のように置き換えてください。 当社は → 私は

3. 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名又は名称、住所を追加してください。

4. 「業務を執行する役員」とは、株式会社の取締役、合名会社、合資会社の業務執行役員、合同会社の業務執行社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の理事、法人格を有する組合の理事のうち、アルコールの使用の業務を担当する役員をいう。アルコールを使用する業務以外の業務も行う法人で、その取締役の担当分野がアルコールを使用する業務とは全く関係のない者は、ここでいう「業務を執行する役員」には該当しません。また、住所は役員の自宅住所を記入してください。

5. 業務を執行する役員が複数名存在する場合は、誓約書にその全員について記載する必要があります（代表者以外の担当役員がない場合は、記入の必要はありません）。

・その他必要書類について

その他に必要となる書類は具体的には以下のとおりとなります。

1. 申請者が個人の場合においては、住民票

申請時の直近のものを添付してください（個人番号（マイナンバー）の記載不要）。

2. 申請者が法人の場合においては、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書(注)

それぞれ申請時の直近のものを添付してください。

(注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

Ⅱ. 個別用途ごとの取り扱いについて

アルコール事業法の使用許可は、1. 物品製造、2. 機械器具洗浄用、3. 試験研究用、4. 揮発油混合用の4つに大別されています（以下を参照）。これら個別用途について、以下目次のとおり、個別用途ごとのアルコール事業法下での取り扱いを記しますので、使用許可申請の際の参考としてください。いずれの場合においても、酒類への転用防止の観点より、その使用方法から酒類転用の可能性があると思われる場合には許可できないこととなりますので御注意下さい。

1. 物品製造

- (1) 一般的な製造物品
- (2) アルコール分が90度以上含有する商品
- (3) 主な有効成分がアルコールである商品
- (4) 香料
- (5) その他特殊製品（エアゾール製品、ウェットティッシュ製品）

2. 機械器具洗浄用

3. 試験研究用

4. 揮発油（ガソリン）混合用

注：この取扱いは、各経済産業局において使用の許可等の審査を行うにあたっては、いずれの経済産業局でも統一的な考え方のもとに行われる必要があることから、想定される事例ごとに基本的な考え方を示したものである。そのため、本取扱いに定められていない事例がある場合等は、申請先の経済産業局に相談してください。

1. 物品製造の取り扱い

(1) 一般的な製造物品の取り扱い

- ① 物品製造で製造された一般的な製造物品（みそ、しょうゆ等、製品として認識が容易な製品）について、どの段階を製造物品と見なすかについては、原則事業場を出た段階を製品としてみなすものとする。
- ② また、製品製造の途中段階で事業場を移出するものは、その事業場を出た段階での製品が事業法上の許可対象となるので注意すること。（例えば、ある製品 A を作るための原料溶剤 B を製造する場合、B の状態で事業場から移出されるか、A まで完成した状態で事業場から移出されるかで許可が変わってくる。）

以上の製造物品の考え方は、原則的にはアルコールの使用製品の製造全般に適用するものとする。

(2) アルコール分を 90 度以上含有する商品の取り扱い

- ① 例えば薬局方エタノールや試薬エタノールのように工業製品に成り得たものであっても、アルコール分を 90 度以上含有する商品でその成分・品質は本法にいう「アルコール」と何ら変わらないものは、そのまま又は容易に本法にいうアルコールに戻ることが可能である。このため、『アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれ』があるものとして使用の許可の対象とはしない。
- ② 一方、アルコール分を 90 度以上含有する商品であっても成分や外形などから、社会通念上はもはやアルコールではなく他の物品とみなされるものは、本法にいう「アルコール」としては取り扱わない。例えば香水の中にはアルコール分が 90 度以上のものがあるが、香りや形状等から社会通念上はアルコールとは観念しがたいものである。
- ③ このように本法にいう「アルコール」とは取り扱わず、許可使用の対象と成り得るものの基準は、以下の事項のいずれかに該当する場合に限り、法第 28 条第 3 号の規定（その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないもの。）に適合しているものとして取り扱う。
- ④ 具体的基準

イ アルコールを使用して生産する商品が一般消費者への販売を目的とするものであって、医薬品、医薬部外品、化粧品等最終的に個別に専用容器に詰められて出荷されるものであること、かつ、商品の原料として当該商品の目的とする機能、効果を高めるアルコール以外の有効成分が十分に配合されているものである場合。（例、香水、化粧水、頭髪用化粧品、食料香料、塗料、等）

注：「機能、効果を高めるためのアルコール以外の有効成分が十分に配合されている」ことの確認は、アルコールの適正な流通の確保の観点の下、アルコールに戻る可能性の有無の分析結果、製品の性状等から総合的に判断するものとする。

ロ アルコールを使用して生産する商品の成分として、別表 2 上欄に掲げる化学物質が中欄に掲げる基準以上含有するものであり、かつ、商品の製品名（商品の本来の用途が正しく理解される名称）並びに含有する化学物質の含有量が表記又は貼付された専用容器に詰められて出荷される場合。（例、混合溶剤、燃料、インク助剤、等）

（3）主な有効成分がアルコールである商品の取り扱い

- ① アルコールを購入・使用して生産する製品で工業製品に成り得たものであっても、その成分・品質は本法にいう「アルコール」に単に水を加えただけのようなものは、容易に「アルコール」に戻ることが可能であり本法による流通管理になじまない。このため、例えば日本薬局方の消毒用エタノールのようなものは許可使用の対象とはならない。
- ② また、アルコールに水以外の成分を加えて生産する製品であっても、主たる有効成分がアルコールである場合（食品防腐用アルコール製剤、調理器具除菌剤、機械器具洗浄剤、混合溶剤、液体燃料、外用薬等）で、アルコール及び水以外の成分が極端に少ない場合には、「容易にアルコールに戻る可能性が高いもの」になりうる。
- ③ このため主たる有効成分がアルコールである製品の製造に係る許可使用に関しては、以下のいずれかに該当する場合には、容易にアルコールに戻る可能性はなく、法第 28 条第 3 号の規定（その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないもの。）に適合しているものとして取り扱う。
- ④ 具体的基準

イ アルコールを使用して生産する製品が、食品防腐用アルコール製剤、調理器具等の除菌剤及び食品機械器具洗浄剤その他の食品に添加されるもの又は食品衛生に直接的に影響を及ぼすものである場合には、当該製品の原料として別表 3 の下欄に掲げる性状等であって香料としての有効成分を当該組成と同等以上配合している食品香料が中欄に掲げる基準以上使用され、かつ、製品の目的とする機能、効果を高める他の有効成分が十分に配合されていること。また、製品の容器又は包装には、製品本来の用途が表記又は貼付されて出荷されるものであること。

注：「別表 3 の下欄に掲げる性状等であって香料としての有効成分を当該組成と同等以上配合している」ことの確認は、アルコールの適正な流通の確保の観点の下、成分個別分析及び全体組成分析による比較分析結果等から総合的に判断するものとする。

ロ アルコールを使用して生産する製品が機械器具洗浄剤（食品機械器具洗浄剤でないもの）、化学溶剤及び液体燃料その他の食品に添加されないもの又は食品衛生に直接的に影響を及ぼすものでない場合には、当該製品の原料として別表 2 に掲げる化学物質が中欄に掲げる基準以上使用され、かつ、別表 2 に掲げる化学物質以外の有効成分が概ね 1 % 以上（容量建て又は重量建てのどちらか 1 % 以上。）配合されていること。

ハ アルコールを使用して生産する製品が外用薬（消毒剤、殺菌剤等）である場合には、商品の製品名（商品の本来の用途が正しく理解される名称）並びに含有する化学物質が表記又は貼付

された専用容器に詰められて出荷される場合で、当該製品の原料として別表2に掲げる化学物質が基準以上使用されるか、または、製品の目的とする機能、効果を高めるアルコール以外の有効成分が十分に配合されていること。

注：「機能、効果を高めるアルコール以外の有効成分が十分に配合されている」ことの確認は、アルコールの適正な流通の確保の観点の下、アルコールに戻る可能性の有無の分析結果、製品の性状等から総合的に判断するものとする。

(4) 香料の取り扱い

- ① 通常、香料は高濃度のアルコール分を含む商品であるものの、食品や化粧品といった最終商品中に1000倍～3000倍に薄められて含有して、本来の香りの効果を発揮するよう調整・調整されたものとなっている。このため、香料はその含有する香りの成分等から、容易にアルコールに戻る可能性のない商品であり、法第28条第3号の規定（その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないもの。）に適合しているものとして取り扱う。
- ② なお、配合される香り成分が極端に少ない場合等、容易にアルコールに戻る可能性を否定し得ない使用方法による場合には、容易にアルコールに戻る可能性を否定できない商品となりうるので留意されたい。

(5) その他特殊製品の取り扱い（エアゾール製品・ウェットティッシュ製品の取り扱い）

製品形態が特殊であるエアゾール製品・ウェットティッシュ製品の取り扱いについては以下のとおりとする。

（エアゾール製品）

一般消費者への販売を目的とするもので、事業場からの出荷時に、専用のスプレー容器にガス成分（気化した液化ガスまたは圧縮ガス）と共に充填されていること。また、製品の容器又は包装には、製品本来の用途が表記又は貼付されて出荷されるものであること。

（ウェットティッシュ製品）

一般消費者への販売を目的とするもので、事業場からの出荷時に、専用の容器又は包装に液を含んだティッシュ紙が充填されており、またティッシュを取り出した時に液が垂れない様態であること。また、製品の容器又は包装には、製品本来の用途が表記又は貼付されて出荷されるものであること。

2. 機械器具洗浄用の取り扱い

- ① アルコールの用途が生産等の経済活動に使用する機械器具の洗浄用である場合の使用の許可の基準は、以下に挙げる事項のいずれにも適合する場合に限り法第28条第1号（使用方法がアルコールの数量を的確に管理できるものと認められること。）及び同条第3号の規定（その他アル

コールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないもの。)に適合しているものとして取り扱う。

② 具体的基準

- イ 洗浄しようとする機械器具は、使用施設内に設置され、かつ、固定等により特定できるものであること。
- ロ 洗浄しようとする機械器具または製造ライン1当たりの洗浄に使用するアルコールの量は特定されていること。
- ハ 洗浄しようとする機械器具または製造ライン1当たりの洗浄に使用するアルコールの量は機械器具の形状及び洗浄手法等から見て妥当なものと認められるものであること。
- ニ 洗浄しようとする機械器具または製造ラインの洗浄方法及び頻度(洗浄する条件も可)並びに記録は申請者の内規等によって規定されているものであること。

- ③ なお、アルコールの使用目的が機械器具を洗浄することであっても、洗浄しようとする機械器具は申請者の生産品であり、アルコールによる洗浄は商品価値の保持、確保のためのものである場合には、アルコールの用途は当該機械器具の製造用となるので留意されたい。

3. 試験研究用の取り扱い

- ① まず試験研究という性質上、3-1 試験研究用でのアルコール使用の成果(以下試験研究使用成果とする)は試験研究の範囲内で留まるべきものであり、原則的には試験研究範囲外に譲渡(有償および無償)されるべきものではない(ただし、試験研究の一環での譲渡及び法第二十二条に基づく承認を受けて、許可事業者から回収アルコールを譲渡する場合並びに製造許可事業者への原料として回収アルコール含有物を譲渡する場合はその限りではない。)。アルコール使用成果を譲渡することを前提とした使用は物品製造の許可で行うべきものである。

* 試験研究使用成果とは、アルコールの使用過程から得られる物品または結果(アルコールを使用して出来た物品およびそれらを用いての実証試験の結果、分析などの試験の結果、回収アルコールおよび回収アルコール含有物なども含む、当該試験研究から得られた成果全て)をいう。

* 試験研究使用の一環での譲渡とは、開発段階商品のアンケート調査のためのサンプル配布、論文等の研究成果の発表・投稿などといった、試験研究・製品開発の一環と見なすことが出来る譲渡である。例えば既存製品などのサンプル配布などは試験研究の一環ではないため、これには該当しない。

* アルコール使用成果の譲渡とは、アルコールを使用して出来た物品・成果を広く一般に譲渡することであり、アルコール事業法の物品製造番号にて製造した物品を一般に譲渡(有償)する行為はこれに該当する。また、分析機関の試験結果や病院の治療などといったサービスの提供は、アルコール使用物品そのものを提供するわけではないが、アルコールの使用による成果すなわち分析結果・治療等のサービスを譲渡(有償)しているものと見なすことができる。

一方で、3-1 試験研究としての使用成果すなわち試験研究使用成果は、その性質上試験研究の範囲内で留まるべきである。

- ② また、アルコールの使用には、物品が製造される場合とされない場合双方が想定されるが、これを確認するためには、アルコールを使用した成果の確認が必要不可欠であり、これは試験研究にかかわらず確認すべき事項である。試験研究の場合には、試験の記録簿等でこれらが確認出来ることが必要となる。また、①で述べたとおり、試験研究の成果は、譲渡されるべきものではなく適切に処分されることが必要である。
- ③ さらに、アルコールを試験研究のために使用する場合、当該試験研究の目的や成果が社会的意義を有するものであっても、アルコールの使用方法が特定されない等アルコールの使用数量を事後確認することができないような場合には本法の流通管理になじまない。すなわち、アルコールを使用しての試験研究でも、当然ながら、使用原単位または一回当たりの使用量が特定出来ることが要件として必要となる。
- ④ このため、使用方法がアルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして認められる試験研究の範囲を、以下に挙げる事項のいずれにも適合する場合に限り法第28条第1号（使用方法がアルコールの数量を的確に管理できるものと認められること。）及び同条第3号の規定（その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないもの。）に適合しているものとして取り扱う。

⑤ 具体的基準

- イ 試験研究を目的としたものであり、その試験研究使用成果を譲渡しないものであること。ただし、試験研究の一環での譲渡は可とする。
- ロ 当該試験研究によるアルコール使用数量および成果量が記録簿（研究日誌又は研究記録簿）等から事後確認出来、その研究成果の最終処分方法が適切であるもの
- ハ 使用原単位が特定される（製造物の出来高に対するアルコール使用率又は使用量が一定である）もの又は、一回の試験研究に使用するアルコールの量が一定であるもの。

4. 揮発油（ガソリン）混合用の取り扱い

- ① 1. と同様に、製品に成り得たものであっても、アルコール分を90度以上含有する商品でその成分・品質は本法にいう「アルコール」と何ら変わらないものは、そのまま又は容易に本法にいうアルコールに戻ることが可能である。このような製品については、『アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれ』があるものとして使用の許可の対象とはしない。
- ② 一方、アルコール分を90度以上含有する商品であっても成分や外形などから、社会通念上はもはやアルコールではなく他の物品とみなされるものは、本法にいう「アルコール」としては取り扱わない。
- ③ 以上の点を原則としつつ、4-1 揮発油混合用の許可については、製品の性状、製品アルコール度数、国内燃料の法制度との関連等から総合的に判断し、許可を行うものとする。

Ⅲ. 『アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書』の記載方法について

- 注：1. この変更許可申請書は、アルコールの**用途**又は**使用方法**を変更（追加を含む。）しようとする場合及び使用施設を追加する場合に必要となります。
2. 提出は、**事前に**主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

用途、使用方法の別とともに変更の内容を記載してください。

記載例

- ①新たな用途にアルコールを使用する場合は、「用途の追加」
- ②既に許可を得ている用途における新商品の製造の場合は、「使用方法の追加」
- ③既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合は、「整理番号〇〇番、製品名〇〇の使用原単位の変更」
- ④①～③の変更に伴い使用設備の能力を変更する場合には、末尾に「及び使用設備の能力変更」と付記
- ⑤①～③の変更に伴い使用設備の構造を変更する場合には、末尾に「及び使用設備の構造変更」と付記
※使用設備の構造変更の内容が追加のみである場合は（追加）と、削除のみである場合は（削除）と付記してください。
- ⑥①～③の変更に伴い貯蔵設備の能力を変更する場合には、末尾に「及び貯蔵設備の能力変更」と付記
- ⑦①～③の変更に伴い貯蔵設備の構造を変更する場合には、末尾に「貯蔵設備の構造変更」と付記
※貯蔵設備の構造変更の内容が追加のみである場合は（追加）と、削除のみである場合は（削除）と付記してください。
- ⑧新たに使用施設を追加する場合は、「使用施設の追加」

2. 【使用施設の名称及び所在地】

- ①使用施設の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号^{※2}を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ②使用施設が複数ある場合には、当該変更を行う使用施設の全てについて記載してください。
※2 事業場整理番号とは、アルコール使用許可書に記載された使用施設ごとの整理番号のことを指します。

3. 【変更前】及び【変更後】

- ①変更内容が「追加」である場合には変更前欄の記載は要しません。例えば、「用途の追加」の場合には、変更後欄に新たに追加する用途の用途番号及び用途名、並びに使用方法整理番号を記載してください。「使用方法の追加」の場合には、変更後欄に新たに追加する製品等に係る用途番号及び用途名並びに使用方法整理番号を記載してください。
- ②これらの変更にともなって、「使用設備の構造変更（追加）」する場合には、変更後欄に使

- 用方法整理番号とともに使用に係る各設備の名称及び能力を記載してください。（「追加する各設備の名称及び能力一覧のとおり」等と記載し、別葉としても差し支えありません。）
- ③また、貯蔵設備の能力及び構造が変更する場合には、変更後欄に変更後の能力及び構造（容量及び基数）を記載してください。

記載例

- ・家庭用合成洗剤の製造を用途追加する場合
変更後欄に「1-58 家庭用合成洗剤、整理番号〇〇番～〇〇番」
- ・既に許可を得ている化粧品で使用方法を追加する場合
変更後欄に「1-55 化粧品、整理番号〇〇番～〇〇番」

- ④これらの変更にもなって、「使用設備の構造変更（削除）」する場合には、変更前欄に使用方法整理番号とともに使用に係る各設備の名称及び能力を記載してください。（「削除する各設備の名称及び能力一覧のとおり」と記載し、別葉としても差し支えありません。）
- ⑤変更内容が既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合は、変更前、変更後の各欄に使用方法整理番号及び使用原単位をそれぞれ記載してください。
- ⑥変更内容が「使用設備の能力変更」又は「貯蔵設備の能力変更」である場合は、変更前、変更後の各欄にその能力を記載してください。

4. 【変更予定年月日】

変更する予定年月日を記載してください。変更事項が複数ある場合には変更予定の最も早い日付としてください。

5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

記載例

- ①変更内容が用途の追加又は使用方法の追加である場合、「新製品の製造のため」
- ②変更内容が既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合は、「原料としてのアルコール添加量（率）の変更のため」

6. 【添付書類】

許可事項の変更にもなって、既に提出済みの申請書添付書類等に変更があるときは、当該変更するものの又は変更後のものの添付書類の添付が必要となります。（次表参照）

書類の添付を必要とする例

- ①例えば、変更内容が用途の追加、使用方法の追加又は既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合には、当該追加するものの又は変更後のものの**アルコール使用明細書**の添付が必要となります。
- ②①変更にもなって、Ⅲ『使用施設ごとの図面及び使用設備、貯蔵設備その他の設備の配

置図』に変更がある場合には、変更後のものの添付が必要となります。

③①の変更にもなって貯蔵設備の構造等に変更がある場合には構造図の添付が必要となります。

④例えば、変更内容が使用施設の追加の場合には、使用施設の詳細に関する事項を記載した書類（アルコール使用許可申請書の第2面に相当する書類）の添付が必要となります。

添付書類	変更申請区分	用途の追加	使用方法の追加	使用原単の変更	使用施設の追加
アルコール使用明細書		○	○	○	◎
回収アルコールに関する事項		△	△	△	△
計測機器の名称、形式、基数一覧		△	△	△	◎
貯蔵設備の構造図		△	△	△	◎
移送配管の容積を計算した書面		△	△	△	◎
事業場平面図		◎	△	△	◎
使用施設の詳細に関する事項		—	—	—	○

○当該変更に係る書類の添付を要すもの

◎当該変更後の書類の添付を要すもの

△当該変更にもなって書類の添付が必要となる場合があるもの

7. 【登録免許税】

登録免許税は、「新規に許可を受ける場合」や「使用の変更許可を受ける場合（注）」に課税されます。許可申請者は、銀行又は郵便局等に備え付けの納付書で現金（1万5千円）を納付し、その領収証書（正本）を許可証に添付される登録免許税納付届の裏面に貼付の上、提出してください。なお、納税地は、許可申請者の所在地ではなく、各経済産業局の所在地となります。

（注）使用施設の追加、使用施設ごとのアルコールの用途（別表1「アルコール事業法物品分類表」）の増加の場合も課税対象となりますが、使用方法の追加や使用原単位の変更の場合は課税対象にはなりません。

IV. 『アルコール許可使用者許可事項変更届出書』の記載方法について

注：1. この変更届出書は、以下に挙げる事項を変更する場合に必要となります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所（申請者が未成年者の場合）
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに使用施設及び貯蔵設備の所在地（移転の場合は、旧施設のアルコール使用が終了し、かつ、アルコールの在庫がない場合であって、用途又は使用方法の変更を伴わないものに限る）
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧使用設備若しくは貯蔵設備の能力及び構造、計測機器及び移送配管（使用施設ごとのアルコールの用途又は使用方法の変更を伴わないものに限る）

2. 以下に挙げる事項についても、変更届出書の提出が必要となります。

- ⑨使用施設ごとの用途又は使用方法の廃止
- ⑩製品名の変更
- ⑪使用施設の廃止

3. 提出のタイミングは、⑤及び⑥の変更の場合には事前に、その他の変更等の場合には実際に変更した後遅滞なく、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

1. 【変更事項】

変更の内容を簡潔に記載してください。

記載例

- ①商号を変更する場合には、「商号の変更」
- ②主たる事務所の所在地を変更する場合には、「主たる事務所の所在地変更」
- ③使用設備の構造の変更（追加）をする場合には、「整理番号〇〇番の使用設備の変更（追加）」
- ④使用設備の一部を取り壊す場合には、「整理番号〇〇番の使用設備の一部撤去」
- ⑤用途又は使用方法の廃止の場合には、「用途の廃止」又は「使用方法の廃止」

2. 【使用施設の名称及び所在地】

- ①使用施設の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ②使用施設が複数ある場合には、当該変更を行う使用施設の全てについて記載してください。

3. 【変更前】及び【変更後】

- ①変更する事項の変更前と変更後をそれぞれ記載してください。
- ②ただし、例えば、製品の製造ラインを増設するような場合には、変更後欄に当該追加する使用設備の構造（各設備の名称及び能力）を、I『アルコール使用許可申請書』の記載方法について、4. 【使用設備の構造】の例にならって記載していただくこととなります。（変更前欄の記載は要しません。）
- ③逆に、例えば製品の製造ラインの一部を撤去する場合には、変更前欄に当該撤去する使用設備に係る構造として登録済みの設備の名称及び能力を記載していただくこととなります。
- ④変更内容が「廃止」である場合には変更後欄の記載は要しません。例えば、「用途の廃止」の場合には、変更前欄に廃止する用途の用途番号及び用途名並びに使用方法整理番号を記載して下さい。「使用方法の廃止」の場合には、変更前欄に廃止する製品等に係る用途番号及び用途名並びに使用方法整理番号を記載して下さい。

4. 【変更（予定）年月日】

変更した、又は変更しようとする年月日を記載してください。

5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

6. 【添付書類】

- ①商号、名称又は氏名及び住所
… 届出者が個人である場合は「**住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）**」、法人である場合は「**登記事項証明書（注）**」
- ②代表者の氏名及び住所（法人の場合のみ必要。）
… 「**登記事項証明書（注）**」
- ③法定代理人（当該事業に対し代理権を有する者に限る）の氏名、商号又は名称及び住所
… 法定代理人が個人である場合に当該法定代理人の「**住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）**」
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
… 法人である法定代理人の代表者の「**住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要）**」
- ⑤使用施設ごとの貯蔵設備の能力及び構造（用途及び使用方法の変更の伴わないもの）並びに計測機器、移送配管の変更
… 貯蔵設備の構造図（変更後のもの）、計測機器の名称、形式及び基数を示す書類（変更後のもの）、配管内の容積を計算した書面（変更後のもの）。

（注）アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

別表 1

アルコール事業法物品・用途分類表

アルコール事業法用途（物品名）分類コード		日本標準商品	用途内訳（アルコールを使用する製品の例）
分類コード	用途（物品名）	分類コード	
1-1	基礎有機薬品	15-3	15-31 芳香族製品及びタール製品（フェノールを除く。）
1-2	環式有機工業薬品	15-4	15-41 単環式ベンゼン系化合物 15-42 多環式ベンゼン系化合物 15-49 その他の環式有機工業薬品
1-3	鎖式有機工業薬品（酒類原料用及び酢酸エチル・エチルアミン製造用を除く）	15-5	15-51 鎖式有機酸、鎖式有機無水物及び鎖式有機酸塩（脂肪酸及び脂肪酸塩を除く。） 15-52 鎖式アルコール 15-55 鎖式エーテル 15-56 鎖式エステル 15-59 その他の鎖式有機工業薬品 * 酒類原料用、酢酸エチル・エチルアミン製造用を除く
1-4	工業用化学製品	16-1 (うち、アルコール食品防腐剤を除いたもの)	16-11 有機ゴム薬品 16-15 可塑剤 16-16 セルロース化合物 16-19 その他の工業用化学製品 例：アルコール機械器具洗浄・除菌剤（家庭用調理器具除菌剤を除く）
1-5	アルコール食品防腐剤	16-199の一部	食品防腐用アルコール製剤
1-6	香料	16-2	16-21 天然香料 16-22 合成香料 16-23 調合香料 16-29 その他の香料

1-7	染料（天然染料を除く）	16-3	16-31 合成染料 16-33 感応性色素 16-39 その他の染料（天然染料を除く。）
1-8	火薬類	16-4	16-41 火薬 16-42 爆薬 16-49 その他の火薬類
1-9	合成樹脂及びその他のプラスチック （合成ゴムを含み、イオン交換樹脂及び 繊維を除く）	16-5	16-51 縮合樹脂 16-52 重合樹脂 16-54 けい素樹脂 16-56 セルロース系プラスチック 16-59 その他の合成樹脂及びその他のプラスチック （イオン交換樹脂及び繊維を除く。）
1-10	塗料、シンナー及び関連製品 （無機顔料及び有機顔料を除く）	16-6	16-61 油性塗料 16-62 ラッカー 16-63 電気絶縁塗料 16-64 合成樹脂塗料 16-65 無機質塗料 16-69 その他の塗料、シンナー及び関連製品
1-11	農薬	16-8	16-81 殺虫剤 16-82 殺だに剤 16-83 殺菌剤 16-84 除草剤 16-85 殺そ剤 16-89 その他の農薬
1-12	その他の基礎化学製品	16-9 （うち、アルコー ル化学溶剤を除 いたもの）	16-903 接着剤（家庭用接着剤及び事務用のりを除く。） 16-904 印刷インキ 16-999 他に分類されない基礎化学製品
1-13	アルコール化学溶剤	16-999の一部	アルコールと有機化学溶剤とを混合したもの

1-14	植物性製造飼・肥料	26-1	
1-15	動物性製造飼・肥料	26-2	
1-16	配合・混合飼料及び飼料添加物	26-3	
1-17	動植物油脂ろう及びその誘導製品	26-5	
1-18	でん粉	69-6	69-65 タピオカでん粉（マニオカでん粉及びキャッサバでん粉）
1-19	はちみつ	70-4	70-43 ロイヤルゼリー（医薬用品を除く。）
1-20	野菜加工品	72-1	72-14 塩蔵野菜（つけ物を除く。） 72-15 野菜つけ物 72-18 野菜つくだに 72-19 その他の野菜加工品
1-21	果実加工品	72-2	72-24 果実つけ物 72-29 その他の果実加工品
1-22	香辛料	72-4	72-401 ブラックペッパー 72-402 ホワイトペッパー 72-409 その他の香辛料
1-23	めん、パン類	72-5	72-51 めん類 72-52 パン類
1-24	穀類加工品	72-6	72-61 アルファー化穀類（オートミール及びアルファー化米粉を除く。） 72-62 米加工品（米菓・米飯類を除く。）
1-25	菓子類	72-7	72-705 和生菓子 72-706 洋生菓子
1-26	豆類の調整品	72-8	72-801 あん 72-802 煮豆
1-27	その他の農産加工食品 61) こんにやく（グルコマンナン）	72-9	72-91 こんにやく 72-99 他に分類されない農産加工食品

1-28	肉製品	73-1	73-11 加工肉製品 73-13 鳥獣肉冷凍食品 73-19 その他の肉製品
1-29	酪農製品	73-2	73-27 アイスクリーム類 73-29 その他の酪農製品
1-30	加工卵製品	73-3	73-31 鶏卵の加工製品 73-39 その他の加工卵製品
1-31	その他の畜産加工製品	73-9	
1-32	加工魚介類	74-1	74-11 素干魚介類 74-12 塩干魚介類 74-14 塩蔵魚介類 74-16 冷凍魚介類（冷凍食品を除く。） 74-18 ねり製品 74-19 その他の加工魚介類
1-33	加工海藻類	74-2	74-22 こんぶ加工品
1-34	その他の水産加工品	74-9	
1-35	みそ	75-12	
1-36	しょうゆ	75-13	
1-37	ソース	75-14	
1-38	食酢	75-15	
1-39	うま味調味料	75-16	75-161 グルタミン酸ソーダ
1-40	調味料関連製品	75-17	
1-41	その他の調味料及びスープ	75-19	

1-42	調理食品	75-3	75-31 調理冷凍食品 75-39 その他の調理食品
1-43	他に分類されない食料品	75-9	
1-44	アルコールを含む飲料（医薬用を除く）	76-2	76-23 穀物を原料として発酵させた飲料 （ビールを除く。） 76-24 蒸留酒 76-29 その他のアルコールを含む飲料（医薬用を除く。）
1-45	製造たばこ	76-4	
1-46	神経系及び感覚器官用医薬品	87-1	87-11 中枢神経系用薬 87-12 末梢神経系用薬 87-13 感覚器官用薬 87-19 その他の神経系及び感覚器官用医薬品
1-47	個々の器官系用医薬品	87-2	87-21 循環器官用薬 87-22 呼吸器官用薬 87-23 消化器官用薬 87-24 ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。） 87-25 泌尿生殖器官及び肛門用薬 87-26 外皮用薬 87-27 歯科口腔用薬 87-29 その他の個々の器官系用医薬品
1-48	代謝性医薬品	87-3	87-31 ビタミン剤 87-32 滋養強壯薬 87-33 血液・体液用薬 87-34 人工透析用薬 87-39 その他の代謝性医薬品
1-49	組織細胞機能用医薬品	87-4	87-41 組織賦活用薬 87-42 腫瘍用薬 87-43 放射性医薬品 87-44 アレルギー用薬 87-49 その他の組織細胞機能用医薬品

1-50	生薬及び漢方処方に基づく医薬品	87-5	87-51 生薬 87-52 漢方製剤 87-59 その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品
1-51	病原生物に対する医薬品	87-6	87-61 抗生物質製剤 87-62 化学療法剤 87-63 生物学的製剤 87-64 寄生動物用薬 87-69 その他の病原生物に対する医薬品
1-52	治療を主目的としない医薬品	87-7	87-71 調剤用薬 87-72 診断用薬（体外診断用医薬品を除く。） 87-73 公衆衛生用薬 87-74 体外診断用医薬品 87-79 その他の治療を主目的としない医薬品
1-53	麻薬	87-8	87-81 アルカロイド系麻薬（天然麻薬） 87-82 非アルカロイド系麻薬 87-89 その他の麻薬
1-54	動物に使用する医薬品及び関連製品	87-9	87-91 神経系用薬 87-92 循環器官、呼吸器官及び泌尿器官系用薬 87-93 消化器官用薬 87-94 繁殖用薬 87-95 外用薬 87-96 代謝性用薬 87-97 病原微生物及び内寄生虫用薬 （生物学的製剤、消毒剤を除く。） 87-98 生物学的製剤 87-99 治療を主目的としない医薬品
1-55	化粧品	88-1	88-11 香水及びオーデオロン 88-12 仕上用化粧品 88-13 皮膚用化粧品 88-14 頭髪用化粧品 88-15 特殊用途化粧品 88-19 その他の化粧品

1-56	歯みがき	88-2	88-21 練り歯みがき 88-22 潤製歯みがき 88-23 粉歯みがき 88-24 水歯みがき（洗口液） 88-29 その他の歯みがき
1-57	石けん（シャンプーを除く）	88-3	88-31 化粧石けん 88-32 薬用石けん 88-33 洗たく石けん 88-34 繊維用石けん 88-35 工業用石けん（繊維用石けんを除く。） 88-39 その他の石けん（シャンプーを除く。）
1-58	家庭用合成洗剤	88-4	88-41 合成洗剤（衣料用） 88-42 合成洗剤（衣料用を除く。）
1-59	家庭用化学製品（包装されたもの）	88-5	88-51 家庭用洗剤、みがき剤及びクリーニング剤 （石けん及び合成洗剤を除く。） 88-52 家庭用つや出し剤、ワックス及び関連製品 （自動車用つや出し剤及びワックスを含む。） 88-53 家庭用染料 88-54 家庭用接着剤（ゴムセメントを除く。） 88-59 その他の家庭用化学製品（包装されたもの） 例、家庭用調理器具除菌剤 家庭用ウエットティッシュ等
1-60	写真用品	93-7	93-71 写真感光材料（露光していないもの） 93-72 写真用薬品（調整・包装されたもの）
1-61	酒類原料用（連続式蒸留機により蒸留して使用するもの）	15-5	15-52 鎖式アルコールのうち酒類製造用アルコール

1-62	酢酸エチル・エチルアミン製造用（エタノール法により製造するもの）	15-5	15-56 鎖式エステルのうち酢酸エチル 15-58 鎖式窒素化合物（脂肪酸窒素化合物を除く。）のうちエチルアミン
1-99	その他の物品		
2-1	機械器具洗浄用		
3-1	試験研究用		
4-1	揮発油（ガソリン）混合用		

別表 2

原料として投入すべき化学物質表

化学物質名	使用するアルコール200リットルにつき使用すべき化学物質及びその数量	化学物質の規格等
メタノール	メタノール (5キログラム)	<p>J I S K 1 5 0 1</p> <p>性 状 : CH_3OH 分子量 : 32.04 無色、可燃性液体。劇物。比重 0.7965 以下 ($d_{15}^{15}/4^\circ\text{C}$)、融点 -96°C、沸点 64.65°C、引火点 11°C。水、アルコール類、エーテルに溶ける。</p> <p>毒 性 : 許容濃度 200ppm、$260\text{mg}/\text{m}^3$。A C G I H 200ppm (TWA)、250ppm (STEL) 経皮吸収あり。液体に繰り返し触れると炎症を起こす。吸入または飲み下すと頭痛・めまい・嘔吐・下痢・腹痛などを起こし、致死量に近ければ麻酔状態になり視神経が侵され、失明したり中枢神経が侵され死ぬことがある。R T E C S = 急性経口毒性 L D 50 : $5,628\text{mg}/\text{kg}$ (ラット)</p> <p>適用法規 : 毒・劇物取締法 第2条劇物。 労働安全衛生法 施行令別表1危険物(引火性のもの)、施行令別表6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)、施行令第18条有害物質(名称等を表示すべき有害物質)。 その他消防法等</p>
ベンゾール	ベンゾール (1キログラム)	<p>J I S K 2 4 3 5 - 1</p> <p>性 状 : C_6H_6 分子量 : 78.11 ベンゼン。揮発性が強く引火性、燃焼性が大きく特異な芳香ある液体で煙をだして燃える。密度 0.878~0.881 (20°C)、融点 5.53°C、引火点 -10°C、沸点 80.099°C。水には不溶、アルコール、エーテルに可溶。冬季寒冷地では固化することがある。蒸気の比重は 2.77 で空気より重い。工業用品については各種の規格のものがある。</p> <p>毒 性 : 許容濃度 A C G I H 0.5ppm (TWA)、2.5ppm (STEL) (皮膚)。管理濃度 10ppm。発がん物質。I A R C 1。飲んだり蒸気を吸入したりすると中毒を起こす。中毒症状は疲労・頭痛・めまい・興奮・酩酊・意識喪失・けいれんなど。皮膚からも吸収する。R T E C S = 急性経口毒性 L D 50 : $930\text{mg}/\text{kg}$ (ラット)</p> <p>適用法規 : 労働安全衛生法 施行令別表1危険物(引火性のもの)、施行令別表3特定化学物質等(第2類物質)、施行令第18条有害物質(名称等を表示すべき有害物質)。 その他消防法等</p>

トルオール	トルオール (1.5キログラム)	<p>J I S K 2 4 3 5 - 2</p> <p>性 状 : $C_6H_5CH_3$ 分子量 : 92.14 トルエン。蒸気の密度は3.14でベンゼンより重い。ベンゼンより揮発しにくい。密度0.864~0.868 (20°C)、融点-95°C、引火点5.0°C、沸点110.6°C。水に不溶、アルコール、エーテルによく溶ける。屈折率の大きい可燃性液体。ベンゼンと同様な芳香がある。</p> <p>毒 性 : 許容濃度50ppm、188mg/m³。ACGIH50ppm (TWA)。管理濃度50ppm。IARC3。液体または蒸気は皮膚・目およびのどを刺激する。皮膚に触れると脱脂作用がある。高濃度は麻酔作用がある。RTECS=急性経口毒性LD50:636mg/kg (ラット)</p> <p>適用法規 : 毒・劇物取締法 第2条劇物。 労働安全衛生法 施行令別表1危険物(引火性のもの)、施行令第別表6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)、施行令第18条有害物質(名称等を表示すべき有害物質)。 その他消防法等</p>
メチルエチルケトン	メチルエチルケトン (2キログラム)	<p>J I S K 1 5 2 4</p> <p>性 状 : $CH_3CO C_2H_5$ 分子量 : 72.12 無色の液体。アセトン臭、可燃性。水に可溶。アルコールおよびエーテルに混和しやすい。比重0.805~0.807 (d20°C/4°C)、融点-86°C、引火点-5.6°C (開放式)、蒸気圧(6°C)5,320pa、(25°C)13,300pa、(60°C)53,200 pa、臨界温度260°C、臨界圧力(atm)43.3、表面張力(20°C・dyne/cm)24.6、膨張係数(20°C/°C)0.0013、水溶解度(20°C/°C)24.6、(20°C下層MEKwt%)22.5、(20°C上層MEKwt%)90.0、水共沸点(101.3kPa)73.41°C、(MEKwt%)88.7。</p> <p>毒 性 : 許容濃度200ppm、590mg/m³、ACGIH200ppm (TWA)、300ppm (STEEL)。管理濃度200ppm。皮膚に繰り返し触れると皮膚炎を起こす。高濃度の蒸気は目・鼻・のどの粘膜を刺激する。蒸気を吸収すると麻酔作用がある。13,000~18,000ppmでは4~8時間で生命危険。RTECS=急性経口毒性LD50:2,737mg/kg (ラット)。</p> <p>適用法規 : 毒・劇物取締法 第2条別表第2劇物。 労働安全衛生法 施行令別表1危険物(引火性の物)、施行令別表6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)、施行令第18条(名称等を表示すべき有害物質)。 その他消防法等</p>

<p>10%安息香酸デナトニウムアルコール溶液</p>	<p>10%安息香酸デナトニウムアルコール溶液 (20ミリリットル)</p>	<p>性状：混合物（デナトニウムベンゾエイト（ビトレックス）11.93%とエタノール88.07%を含有）。淡黄色透明、無臭の極めて強い苦味を有する液体。引火性液体。比重：温度20度において（$d_{20/20}$）0.820から0.830まで。屈折率：温度20度において（n_D^{20}）1.380から1.390まで。</p> <p>毒性：ACGIH1,000ppm（TWA）、蒸気を大量に吸入すると麻酔剤として働き、繰り返しさらされた場合、粘膜への刺激、めまい、感覚鈍麻、頭痛などを起こす。</p> <p>適用法規：労働安全衛生法 施行令別表1危険物（引火性の物） その他消防法等</p> <p>○デナトニウムベンゾエイト（ビトレックス） 性状：$C_{21}H_{29}N_2OC_7H_5O_2$ 融点163~170℃ 毒性：ラット（経口）LD50：=584mg/kg（メス） ラット（経口）LD50：=640mg/kg（オス） ラット（経皮）LD50：>2,000mg/kg 軽度の刺激性あり。</p>																				
<p>香料EDA-171</p>	<p>香料EDA-171 (200グラム)</p>	<p>性状：特有の香気を有する、ほとんど無色透明な液体。比重（$d_{20/20}$）0.883~0.903 屈折率（n_D^{20}）1.374~1.384。</p> <p>【組成】</p> <table border="1" data-bbox="1016 799 2078 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>重量パーセント</th> <th>比重（$d_{20/20}$）</th> <th>屈折率（n_D^{20}）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エチル アセテート</td> <td>76.0</td> <td>0.900 ~ 0.904</td> <td>1.370 ~ 1.375</td> </tr> <tr> <td>イソアミル アセテート</td> <td>9.9</td> <td>0.872 ~ 0.878</td> <td>1.398 ~ 1.404</td> </tr> <tr> <td>エチル ブチレート</td> <td>4.8</td> <td>0.875 ~ 0.882</td> <td>1.390 ~ 1.394</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○エチルアセテート（酢酸エチル） JIS K1513 性状：$CH_3COOC_2H_5$ 分子量：88.11 無色透明の液体で、芳香がある。比重0.902（$d_{20/20}$）、引火点-4.0℃、融点-82.4℃、沸点77.1℃、クロロホルム、アルコール、エーテルに可溶。水にわずかに可溶。 標準品質 外観…異物がなく透明な液体。色…ハーゼン色数10以下、密度（20℃）0.897~0.902（g/cm^3）、純分99.0%以上、水分0.1%以下、蒸留残分0.005%以下、酸分0.002%以下。</p> <p>毒性：許容濃度200ppm、720mg/m³。ACGIH400ppm（TWA）。管理濃度400ppm。 急性経口毒性LD50：5,600mg/kg（ラット）。蒸気は目、鼻、のどを刺激する。蒸気</p>		重量パーセント	比重（ $d_{20/20}$ ）	屈折率（ n_D^{20} ）	エチル アセテート	76.0	0.900 ~ 0.904	1.370 ~ 1.375	イソアミル アセテート	9.9	0.872 ~ 0.878	1.398 ~ 1.404	エチル ブチレート	4.8	0.875 ~ 0.882	1.390 ~ 1.394	その他	9.3		
	重量パーセント	比重（ $d_{20/20}$ ）	屈折率（ n_D^{20} ）																			
エチル アセテート	76.0	0.900 ~ 0.904	1.370 ~ 1.375																			
イソアミル アセテート	9.9	0.872 ~ 0.878	1.398 ~ 1.404																			
エチル ブチレート	4.8	0.875 ~ 0.882	1.390 ~ 1.394																			
その他	9.3																					

		<p>を吸入すると麻酔作用があり、長時間吸入は急性肺水腫を起こすことがある。 RTECS = 急性経口毒性 LD50 : 5,620mg/kg(ラット)</p> <p>適用法規 : 毒・劇物取締法 第2条別表第2劇物。 労働安全衛生法 施行令別表第1危険物(引火性のもの)、施行令第18条(名称等を表示すべき有害物)、施行令別表6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)。 その他消防法等</p> <p>○イソアミルアセテート</p> <p>性 状 : C₇H₁₄O₂ 分子量 : 130.18 本品は無色透明な液体で、洋梨に似た芳香がある。比重 0.869~0.875 (d₂₅/25)、融点 -78.5°C、沸点 142°C、屈折率 1.400~1.403 (n_D²⁰)、引火点 25°C。アルコール、安息香酸、ベンジン、フタル酸ジエチル、鉱物油などには自由に混和するが、グリセリンには不溶、プロピレングリコール、水にはあまり溶けない。</p> <p>毒 性 : 許容濃度 100ppm、530mg/m³。ACGIH100ppm(TWA)。管理濃度 100ppm。急性経口毒性 LD50 : 5 g/kg(ラット)。急性経皮毒性 LD50 : >5 g/kg(ウサギ)。刺激性、感作能を示さず(8%ワセリン液、人間の皮膚)。蒸気は目、鼻、のどを強く刺激する。蒸気を吸入するとせき、頭痛、めまい、吐気などの症状を起こす。液が皮膚につくと皮膚炎を起こす。RTECS = 急性経口毒性 LD50 : 16,600mg/kg(ラット)。</p> <p>適用法規 : 労働安全衛生法 施行令別表第1危険物(引火性のもの)、施行令別表6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)、施行令第18条(名称等を表示すべき有害物)。 その他消防法等</p>
酢酸エチル	酢酸エチル (5キログラム)	<p>J I S K 1 5 1 3</p> <p>性 状 : CH₃COOC₂H₅ 分子量 : 88.11 無色透明の液体で、芳香がある。比重 0.902 (d₂₀/20)、引火点 -4.0°C、融点 -82.4°C、沸点 77.1°C、クロロホルム、アルコール、エーテルに可溶。水にわずかに可溶。 標準品質 外観…異物がなく透明な液体。色…ハーゼン色数 10 以下、密度 (20°C) 0.897~0.902 (g/cm₃)、純分 99.0%以上、水分 0.1%以下、蒸留残分 0.005%以下、酸分 0.002%以下。</p> <p>毒 性 : 許容濃度 200ppm、720mg/m³。ACGIH400ppm(TWA)。管理濃度 400ppm。急性経口毒性 LD50 : 5,600mg/kg(ラット)。蒸気は目、鼻、のどを刺激する。蒸気を吸入すると麻酔作用があり、長時間吸入は急性肺水腫を起こすことがある。 RTECS = 急性経口毒性 LD50 : 5,620mg/kg(ラット)</p> <p>適用法規 : 毒・劇物取締法 第2条別表第2劇物。 労働安全衛生法 施行令別表第1危険物(引火性のもの)、施行令第18条(名称等を表示すべき有害物)、施行令別表6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)。 その他消防法等</p>

ヘキサン	ヘキサン (7キログラム)	<p>性 状：$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_4\text{CH}_3$ 分子量：86.17 無色の透明な揮発性液体。特異な臭気をもつ。比重0.678(d20/20)、融点-95.3°C、沸点69°C、蒸気圧20°C(20.6kPa)引火点-21.7°C(密閉式)、発火点260°C、水に不溶、アルコール、クロロホルム、エーテルに可溶。</p> <p>毒 性：許容濃度50ppm、$140\text{mg}/\text{m}^3$(n-1)ACGIH50ppm(TWA)、管理濃度50ppm(n-1)。経皮吸収がある。わずかに有害性がある。蒸気吸入により、めまい、手足の感覚麻痺、歩行困難など多発性神経炎の症状が起こる。目、皮膚、気道を刺激。RTECS=急性経口毒性LD50：28,710mg/kg(ラット)</p> <p>適用法規：労働安全衛生法 施行令別表第1危険物(引火性の物)、施行令第別表第6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)、施行令18条(名称等を表示すべき有害物)。その他消防法等</p>
工業用エチルエーテル	工業用エチルエーテル (2キログラム)	<p>性 状：$(\text{C}_2\text{H}_5)_2\text{O}$ 分子量：74.12 きわめて軽い無色の透明の液体。揮発性大、可燃性大で引火点低く、光輝の炎をあげて燃焼する。エチルおよびイソプロピルエーテルは空気中で徐々に酸化されて過酸化物をつくる。この過酸化物は100°C以上で爆発する。強い麻醉性があり、味は焼けるような甘味がある。アルコール、クロロホルム、ベンゼン、油に溶ける。融点-116.2°C、沸点34.9°C、凝固点-129°C、蒸発潜熱86.08cal、比熱0.5385(20°C)、引火点-45°C、蒸気圧437mmHg(20°C)。エーテルは常温で約10%水に溶け、また1%の水を溶解する。エーテルは無機塩を含む水には溶解度が小であるからエーテルを含有する水に無機塩を加えると、エーテルの一部が塩析する。エーテルは濃塩酸と混合する性質がある。ほとんどすべての有機溶剤と自由に混合し、また油脂、脂肪酸、ロウ類をよく溶解する。樹脂類ではロジン、エステルガム、ダンマル、エレミ、油性石炭酸樹脂などが溶け、ゼラチン、ゴム、酢酸セルロースは溶解しない。硝酸セルロースはエーテル、アルコールの混液に溶ける。</p> <p>毒 性：エチルエーテルの許容濃度400ppm、$1,200\text{mg}/\text{m}^3$。ACGIH400ppm(TWA)500ppm(STEL)。管理濃度400ppm。麻醉作用がある。液が皮膚や目につくと刺激作用がある。慢性中毒の場合は、めまい、頭痛、疲労、食欲減退、不眠などの症状が現れる。RTECS=急性経口毒性LD50：1,215mg/kg(ラット)</p> <p>適用法規：労働安全衛生法 施行令別表第1危険物(引火性の物)、施行令第別表第6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)、施行令18条(名称等を表示すべき有害物)。その他消防法等</p>

ゲラニオール	ゲラニオール (200グラム)	性 状：C ₁₀ H ₁₈ O 分子量：154.26 本品は無色あるいは淡黄色の透明な液体で、バラに似た弱い花香がある。比重0.873~0.883 (d ₂₀ /20) 沸点230℃、引火点101℃、屈折率1.468~1.478 (n _D ²⁰)。大部分の揮発性油や鉱物油、プロピレングリコールなどに溶け、グリセリンには溶けない。 毒 性：RTECS=急性経口毒性LD50：3.6g/kg(ラット)、急性経皮毒性LD50：>5g/kg(ウサギ)。刺激性なし(6%ワセリン液、人間の皮膚)。 適用法規：消防法等
ハアセチル化しょ糖	ハアセチル化しょ糖 (200グラム)	性 状：白色であって、わずかな酢酸臭と強い苦味を有する粉末。 スクロース1分子中の全水酸基(-OH)をアセチル基(-OCOCH ₃)に置換した構造。融点89℃。
フェニールエチルアルコール	フェニールエチルアルコール (350グラム)	性 状：C ₈ H ₁₀ O 分子量：122.17 ローズPともいい天然にはバラ油、ゼラニウム油、とう(橙)花油(ネロリ油)などに存在するが、市販品はいずれも合成品である。おだやかな、弱いバラのような芳香をもつ無色の液体、比重1.015~1.023 (d ₂₅ /25)、沸点220℃、98~100℃(1.596kpa)、屈折率1.530~1.534 (n _D ²⁰)、引火点101℃。溶解度…水の60容に溶け、30%酒精、50%酒精にそれぞれ18容、約2容溶ける。水に比較的よく溶ける。 毒 性：急性経口毒性LD50：5~10ml =1,790mg/kg(モルモット)。刺激性、感激性ともになし(8%ワセリン液、人間の皮膚)。 RTECS=急性経口毒性LD50：1,790mg/kg(ラット) 適用法規：消防法等
イソプロピルアルコール	イソプロピルアルコール (7キログラム)	J I S K 1 5 2 2 性 状：(CH ₃) ₂ CHOH 分子量：60.09 無色透明の流動性液体。可燃性。比重0.785~0.788 (d ₂₀ /20)、融点-89.5℃、沸点82.4℃、引火点11.7℃、発火温度460℃。水、アルコール、エーテルに可溶。 毒 性：許容濃度400ppm、980mg/m ³ (それぞれ最大許容濃度)ACGIH400ppm(TWA)、500ppm(STEL)(それぞれ暫定値)。管理濃度400ppm。IARC3。蒸気を吸入すると麻酔性・粘膜刺激性がある。目に入ると角膜を侵す。エチルアルコールよりやや毒性は強いが、中毒の危険性は少ない。 RTECS=急性経口毒性LD50：5,045mg/kg(ラット) 適用法規：労働安全衛生法 施行令別表第1危険物(引火性のもの)、施行令別表第6の2有機溶剤(第2種有機溶剤)、施行令第18条(名称等を表示すべき有害物)。 その他消防法等

ブルシン	ブルシン (10グラム)	<p>性 状：無色であって、強い苦みを有する結晶又は結晶性粉末。</p> <p>(ブルシンn水和物) J I S K 8 8 3 2</p> <p>性 状：$C_{23}H_{26}N_2O_4 \cdot nH_2O$ 無色結晶または結晶性粉末。やや風化しやすい。水に難溶、エチルアルコール、クロロホルムに可溶。強い毒性がある。</p> <p>毒 性：R T E C S = (357-57-3) 急性経口毒性 L D 50 : 150mg/kg(マウス)</p> <p>適用法規：薬事法第44条劇薬 毒・劇物取締法</p>
リナロール	リナロール (400グラム)	<p>性 状：$C_{10}H_{18}O$ 分子量：154.25 スズランを思わせる香気を有する無色透明な液体で、製造する原料によってその物理恒数に差異がある。比重 0.858~0.867 (d 25/25)、沸点 198°C (198~200°C)、屈折率 1.461~1.465 (n_D^{20})、引火点 78°C。旋光度はリナロエ油よりのリナロールは$-3^{\circ} 0' \sim -18^{\circ} 0'$、オレンジ油よりのd-リナロールは$+9^{\circ} 0' \sim +13^{\circ} 0'$である。グリセリンにはほとんど溶けないが、アルコール、エーテル、クロロホルム、プロピレングリコールなどにはよく溶ける。</p> <p>毒 性：急性経口毒性 L D 50 : 5.6 g/kg(ウサギ)。刺激性、感作能ともになし。(20%ワセリン液、人間の皮膚)。R T E C S = 急性経口毒性 L D 50 : 2,790mg/kg(ラット)</p> <p>適用法規：消防法等</p>
リナリールアセテート	リナリールアセテート (300グラム)	<p>性 状：$C_{12}H_{20}O_2$ 分子量：196.29 無色から淡黄色の透明な液体で、ベルガモットに似た香りがある。比重 0.895~0.908 (d 25/25)、沸点 220°C(分解)、115~116°C(3.325kPa)、105~106°C(1.463kPa)、98~100°C(1.33kPa) $[\alpha]_D^{20} -7^{\circ} 42' \sim +8^{\circ} 18'$、屈折率 1.449~1.457 ($n_D^{20}$)、引火点 85°C。水にほとんど溶けないが、アルコール、エーテル、クロロホルムにはよく溶ける。フタル酸ジエチル、安息香酸ベンジルとは任意の割合で混和するが、プロピレングリコールには約5%溶け、グリセリンにはほとんど溶けない。</p> <p>毒 性：急性経口毒性 L D 50 : 14.55 g/kg(ラット)。感作能なし。(12%ワセリン液、人間の皮膚)。R T E C S = 急性経口毒性 L D 50 : 13,934mg/kg(ラット)</p> <p>適用法規：消防法等</p>

毒性：1. 許容濃度の数値はACGIH-1998 (American Conference of Governmental Industrial Hygienists) および日本産業衛生学会・許容濃度等に関する委員会勧告-1998〔()内数値〕によるもので、これを参考とするにあつては次の事項に注意すること。

- (1) 数値は環境管理の参考として用い、有害無害の判定の基準に用いてはならない。
- (2) 大部分の作業者は、この濃度以下では連日作業を繰り返しても影響を受けないはずである。
- (3) この数値は平均労働日の平均ばく露濃度である。
- (4) 短時間この数値を上回る場合の健康障害の有無は条件が複雑で一般にはいえない。しかし、短時間とはいえども高濃度にばく露すれば中毒を起こす。
- (5) この数値は気中有害物が単独の場合である。
- (6) この数値はそのまま物質の毒性を示すものではなく、また職業性疾病診断の決め手にはならない。
- (7) これは産業衛生の分野でその道の専門家が用いるべきもので、公衆衛生における大気汚染の場合は、範囲外である。

2. TWAとは、時間荷重平均のこと。

3. STELとは、短時間ばく露限界のこと。

4. 「管理濃度」とは、作業環境管理を進める過程で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、作業環境測定結果から当該単位作業場所の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標であり、作業環境管理の目的に沿うよう行政的な見地から設定したものである。

5. IARCとは、国際がん研究機関 International Agency for Research on cancer の略で、世界保健機構 (WHO) の下部機関である。その評価結果をIARCモノグラフとして公表している。そのグループは次の5つに分類してある。

グループ1 : ヒトに対して発がん性がある。

グループ2A : ヒトに対して恐らく発がん性がある。

グループ2B : ヒトに対して発がん性があるかもしれない。

グループ3 : ヒトに対して発がん性については分類できない。

グループ4 : ヒトに対して恐らく発がん性がない。

6. 急性毒性については、RTECS (Registry of Toxic Effects of Chemical Substances) の数値を記載。

原料として投入すべき食品香料表

食品香料名	使用するアルコール200リットルにつき使用すべき食品香料の数量	食品香料の規格等																																
食品香料 No. 4	1.0キログラム	<p>【性状】 黄色透明の液体で、柑橘精油の特徴的な香気を有する。 【比重 (d20/20)】 0.901~0.913 【屈折率 (n20/D)】 1.358~1.370 【砒素 (Asとして)】 1 ppm 以下 【鉛 (Pbとして)】 10 ppm 以下 【組成】</p> <table border="1" data-bbox="1016 603 2078 810"> <thead> <tr> <th></th> <th>重量パーセント</th> <th>比重 (d20/20)</th> <th>屈折率 (n20/D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オレンジオイル</td> <td>23.0</td> <td>0.842 ~ 0.850</td> <td>1.470 ~ 1.476</td> </tr> <tr> <td>レモンオイル</td> <td>2.5</td> <td>0.849 ~ 0.858</td> <td>1.474 ~ 1.476</td> </tr> <tr> <td>ライムオイル</td> <td>0.5</td> <td>0.856 ~ 0.865</td> <td>1.474 ~ 1.478</td> </tr> <tr> <td>その他 (水、アルコール)</td> <td>74.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 天然由来の原料組成であること</p>		重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)	オレンジオイル	23.0	0.842 ~ 0.850	1.470 ~ 1.476	レモンオイル	2.5	0.849 ~ 0.858	1.474 ~ 1.476	ライムオイル	0.5	0.856 ~ 0.865	1.474 ~ 1.478	その他 (水、アルコール)	74.0														
	重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)																															
オレンジオイル	23.0	0.842 ~ 0.850	1.470 ~ 1.476																															
レモンオイル	2.5	0.849 ~ 0.858	1.474 ~ 1.476																															
ライムオイル	0.5	0.856 ~ 0.865	1.474 ~ 1.478																															
その他 (水、アルコール)	74.0																																	
食品香料 No. 6	1.5キログラム	<p>【性状】 淡緑黄色透明の液体で、柑橘精油と醸造品の特徴的な香気を有する。 【比重 (d20/20)】 0.908~0.916 【屈折率 (n20/D)】 1.358~1.366 【砒素 (Asとして)】 1 ppm 以下 【鉛 (Pbとして)】 10 ppm 以下 【組成】</p> <table border="1" data-bbox="1016 1074 2078 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>重量パーセント</th> <th>比重 (d20/20)</th> <th>屈折率 (n20/D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然精油</td> <td>7.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> オレンジ</td> <td></td> <td>0.842 ~ 0.850</td> <td>1.470 ~ 1.476</td> </tr> <tr> <td> レモン</td> <td></td> <td>0.849 ~ 0.858</td> <td>1.474 ~ 1.476</td> </tr> <tr> <td> ライム</td> <td></td> <td>0.856 ~ 0.865</td> <td>1.474 ~ 1.478</td> </tr> <tr> <td>醸造回収香</td> <td>20.0</td> <td>0.996 ~ 1.000</td> <td>1.324 ~ 1.335</td> </tr> <tr> <td> ディスティルドビネガー</td> <td>25.0</td> <td>1.005 ~ 1.025</td> <td>1.333 ~ 1.349</td> </tr> <tr> <td>その他 (水、アルコール)</td> <td>47.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 天然由来の原料組成であること</p>		重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)	天然精油	7.5			オレンジ		0.842 ~ 0.850	1.470 ~ 1.476	レモン		0.849 ~ 0.858	1.474 ~ 1.476	ライム		0.856 ~ 0.865	1.474 ~ 1.478	醸造回収香	20.0	0.996 ~ 1.000	1.324 ~ 1.335	ディスティルドビネガー	25.0	1.005 ~ 1.025	1.333 ~ 1.349	その他 (水、アルコール)	47.5		
	重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)																															
天然精油	7.5																																	
オレンジ		0.842 ~ 0.850	1.470 ~ 1.476																															
レモン		0.849 ~ 0.858	1.474 ~ 1.476																															
ライム		0.856 ~ 0.865	1.474 ~ 1.478																															
醸造回収香	20.0	0.996 ~ 1.000	1.324 ~ 1.335																															
ディスティルドビネガー	25.0	1.005 ~ 1.025	1.333 ~ 1.349																															
その他 (水、アルコール)	47.5																																	

食品香料 No. 7	1. 0キログラム	<p>【性状】 黄褐色透明の液体で、ビネガー臭を伴う柑橘精油及び醸造品の特徴的な香気を有する。</p> <p>【比重 (d20/20)】 0.906~0.918</p> <p>【屈折率 (n20/D)】 1.358~1.370</p> <p>【砒素 (As として)】 1 ppm 以下</p> <p>【鉛 (Pb として)】 10 ppm 以下</p> <p>【組成】</p> <table border="1" data-bbox="1016 387 2078 769"> <thead> <tr> <th></th> <th>重量パーセント</th> <th>比重 (d20/20)</th> <th>屈折率 (n20/D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然精油</td> <td>22.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> レモン</td> <td></td> <td>0.810 ~ 0.819</td> <td>1.367 ~ 1.369</td> </tr> <tr> <td> ライム</td> <td></td> <td>0.808 ~ 0.817</td> <td>1.363 ~ 1.367</td> </tr> <tr> <td>醸造回収香</td> <td>35.0</td> <td>0.892 ~ 0.908</td> <td>1.358 ~ 1.369</td> </tr> <tr> <td> ディスティルドビネガー</td> <td>26.0</td> <td>0.996 ~ 1.016</td> <td>1.328 ~ 1.344</td> </tr> <tr> <td> ターメリックオレオレジン</td> <td>2.2</td> <td colspan="2">ウコン色素 (第7版食品添加物公定書規格適合品)</td> </tr> <tr> <td>その他 (水、アルコール)</td> <td>14.8</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 天然由来の原料組成であること</p>		重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)	天然精油	22.0			レモン		0.810 ~ 0.819	1.367 ~ 1.369	ライム		0.808 ~ 0.817	1.363 ~ 1.367	醸造回収香	35.0	0.892 ~ 0.908	1.358 ~ 1.369	ディスティルドビネガー	26.0	0.996 ~ 1.016	1.328 ~ 1.344	ターメリックオレオレジン	2.2	ウコン色素 (第7版食品添加物公定書規格適合品)		その他 (水、アルコール)	14.8		
	重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)																															
天然精油	22.0																																	
レモン		0.810 ~ 0.819	1.367 ~ 1.369																															
ライム		0.808 ~ 0.817	1.363 ~ 1.367																															
醸造回収香	35.0	0.892 ~ 0.908	1.358 ~ 1.369																															
ディスティルドビネガー	26.0	0.996 ~ 1.016	1.328 ~ 1.344																															
ターメリックオレオレジン	2.2	ウコン色素 (第7版食品添加物公定書規格適合品)																																
その他 (水、アルコール)	14.8																																	
食品香料 No. 8	1. 0キログラム	<p>【性状】 淡黄色透明の液体で、バニラ及びミソの特徴的な香気を有する。</p> <p>【比重 (d20/20)】 0.836~0.848</p> <p>【屈折率 (n20/D)】 1.359~1.371</p> <p>【砒素 (As として)】 1 ppm 以下</p> <p>【鉛 (Pb として)】 10 ppm 以下</p> <p>【組成】</p> <table border="1" data-bbox="1016 1035 2078 1302"> <thead> <tr> <th></th> <th>重量パーセント</th> <th>比重 (d20/20)</th> <th>屈折率 (n20/D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バニラエキストラクト</td> <td>30.0</td> <td>0.846 ~ 0.866</td> <td>1.357 ~ 1.373</td> </tr> <tr> <td>コーヒー回収香</td> <td>9.0</td> <td>0.991 ~ 1.011</td> <td>1.326 ~ 1.342</td> </tr> <tr> <td>ミソ回収香</td> <td>24.0</td> <td>0.805 ~ 0.821</td> <td>1.357 ~ 1.373</td> </tr> <tr> <td>その他 (水、アルコール)</td> <td>37.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 天然由来の原料組成であること</p>		重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)	バニラエキストラクト	30.0	0.846 ~ 0.866	1.357 ~ 1.373	コーヒー回収香	9.0	0.991 ~ 1.011	1.326 ~ 1.342	ミソ回収香	24.0	0.805 ~ 0.821	1.357 ~ 1.373	その他 (水、アルコール)	37.0														
	重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)																															
バニラエキストラクト	30.0	0.846 ~ 0.866	1.357 ~ 1.373																															
コーヒー回収香	9.0	0.991 ~ 1.011	1.326 ~ 1.342																															
ミソ回収香	24.0	0.805 ~ 0.821	1.357 ~ 1.373																															
その他 (水、アルコール)	37.0																																	

食品香料 No. 10	1. 0キログラム	<p>【性状】 淡黄色透明の液体で、ビネガー臭と醸造臭を伴う柑橘類の特徴的な香気を有する。</p> <p>【比重 (d20/20)】 0.903~0.923</p> <p>【屈折率 (n20/D)】 1.354~1.370</p> <p>【砒素 (As として)】 1 ppm 以下</p> <p>【鉛 (Pb として)】 10 ppm 以下</p> <p>【組成】</p> <table border="1" data-bbox="1016 387 2078 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>重量パーセント</th> <th>比重 (d20/20)</th> <th>屈折率 (n20/D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライムオイル</td> <td>0.1</td> <td>0.856 ~ 0.865</td> <td>1.474 ~ 1.478</td> </tr> <tr> <td>レモンオイル</td> <td>5.0</td> <td>0.849 ~ 0.858</td> <td>1.474 ~ 1.476</td> </tr> <tr> <td>レモングラスオイル</td> <td>0.3</td> <td>0.872 ~ 0.897</td> <td>1.483 ~ 1.489</td> </tr> <tr> <td>ディスティルドビネガー</td> <td>8.0</td> <td>1.005 ~ 1.025</td> <td>1.333 ~ 1.349</td> </tr> <tr> <td>醸造回収香</td> <td>6.0</td> <td>0.996 ~ 1.000</td> <td>1.324 ~ 1.335</td> </tr> <tr> <td>その他 (水、アルコール)</td> <td>80.6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 天然由来の原料組成であること</p>		重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)	ライムオイル	0.1	0.856 ~ 0.865	1.474 ~ 1.478	レモンオイル	5.0	0.849 ~ 0.858	1.474 ~ 1.476	レモングラスオイル	0.3	0.872 ~ 0.897	1.483 ~ 1.489	ディスティルドビネガー	8.0	1.005 ~ 1.025	1.333 ~ 1.349	醸造回収香	6.0	0.996 ~ 1.000	1.324 ~ 1.335	その他 (水、アルコール)	80.6		
	重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)																											
ライムオイル	0.1	0.856 ~ 0.865	1.474 ~ 1.478																											
レモンオイル	5.0	0.849 ~ 0.858	1.474 ~ 1.476																											
レモングラスオイル	0.3	0.872 ~ 0.897	1.483 ~ 1.489																											
ディスティルドビネガー	8.0	1.005 ~ 1.025	1.333 ~ 1.349																											
醸造回収香	6.0	0.996 ~ 1.000	1.324 ~ 1.335																											
その他 (水、アルコール)	80.6																													
食品香料 No. 11	1. 0キログラム	<p>【性状】 淡黄色透明の液体で、ミント様の特徴的な香気を有する。</p> <p>【比重 (d20/20)】 0.821~0.841</p> <p>【屈折率 (n20/D)】 1.374~1.390</p> <p>【砒素 (As として)】 1 ppm 以下</p> <p>【鉛 (Pb として)】 10 ppm 以下</p> <p>【組成】</p> <table border="1" data-bbox="1016 930 2078 1225"> <thead> <tr> <th></th> <th>重量パーセント</th> <th>比重 (d20/20)</th> <th>屈折率 (n20/D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペパーミントオイル</td> <td>8.0</td> <td>0.897 ~ 0.906</td> <td>1.458 ~ 1.464</td> </tr> <tr> <td>ハッカオイル</td> <td>10.0</td> <td>0.890 ~ 0.915</td> <td>1.456 ~ 1.468</td> </tr> <tr> <td>グレープフルーツオイル</td> <td>1.0</td> <td>0.808 ~ 0.816</td> <td>1.362 ~ 1.367</td> </tr> <tr> <td>トウガラシエキス</td> <td>12.0</td> <td>0.834 ~ 0.854</td> <td>1.370 ~ 1.382</td> </tr> <tr> <td>その他 (水、アルコール)</td> <td>69.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 天然由来の原料組成であること</p>		重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)	ペパーミントオイル	8.0	0.897 ~ 0.906	1.458 ~ 1.464	ハッカオイル	10.0	0.890 ~ 0.915	1.456 ~ 1.468	グレープフルーツオイル	1.0	0.808 ~ 0.816	1.362 ~ 1.367	トウガラシエキス	12.0	0.834 ~ 0.854	1.370 ~ 1.382	その他 (水、アルコール)	69.0						
	重量パーセント	比重 (d20/20)	屈折率 (n20/D)																											
ペパーミントオイル	8.0	0.897 ~ 0.906	1.458 ~ 1.464																											
ハッカオイル	10.0	0.890 ~ 0.915	1.456 ~ 1.468																											
グレープフルーツオイル	1.0	0.808 ~ 0.816	1.362 ~ 1.367																											
トウガラシエキス	12.0	0.834 ~ 0.854	1.370 ~ 1.382																											
その他 (水、アルコール)	69.0																													

別表4

変性アルコールのアルコール事業法下での表記

変性番号	変性剤	1KLに対する変性剤量(kg)	200Lに対する変性剤量(kg)	18Lに対する変性剤量(g)	20℃における変性剤の比重(中点)	アルコール事業法下における表記					備考	規格
						99度アルコールをベースとしたもののアルコール分	95度アルコールをベースとしたもののアルコール分	総容量(L)				
								タンクローリー(1KL)*1	ドラム(200L)	18L缶*2		
1号	メタノール	25	5	450	0.7933	96	92	1031	206	18.5	比重(20℃); ~0.7933	JISK1501
2号	ベンゼン	5	1	90	0.884	99	94	1005	201	18.1	比重(20℃); 0.882~0.886	JISK2435-1
3号	トルエン	7.5	1.5	135	0.871	98	94	1008	201	18.1	比重(20℃); 0.869~0.873	JISK2435-2
4号	メチルエチルケトン	10	2	180	0.806	98	94	1012	202	18.2	比重(20℃); 0.805~0.807	JISK1524
5号	10%安息香酸デナトニウム・アルコール溶液	100ml	20ml	1.8ml	—	99	95	1000	200	18.0		
6号	EDA-171	1	0.2	18	0.893	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.883~0.903	メーカー調査
7号	DA-40	1	0.2	18	0.8245	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.8~0.849	メーカー調査
12号	酢酸エチル	25	5	450	0.8995	97	92	1027	205	18.5	密度(g/cm ³); 0.897~0.902	JIS K 1513
15号	ヘキサン	35	7	630	0.68	94	90	1051	210	18.9	比重(25℃); 0.675~0.685	アルコール売捌規則別表
16号	工業用エチルエーテル	10	2	180	0.723	98	93	1013	202	18.2	比重(15℃); ~0.723	
17号	ゲラニオール	1	0.2	18	0.876	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.866~0.886	アルコール売捌規則別表
18号	ハアセチル化しよ糖	1	0.2	18	0.35	99	95	1000	200	18.0	密度(g/cm ³); 0.2~0.5	メーカー調査
19号	フェニルエチルアルコール	1.75	0.35	31.5	1.0215	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 1.02~1.023	アルコール売捌規則別表
24号	イソプロピルアルコール	35	7	630	0.7865	95	91	1044	208	18.8	比重(20℃); 0.785~0.788	JISK1522
28号	ブルシン	0.05	0.01	0.9	0.66	99	95	1000	200	18.0	比重(20℃); ~0.66	産業安全技術協会試験結果
29号	リナロール	2	0.4	36	0.8695	99	94	1002	200	18.0	比重(20℃); 0.862~0.877	アルコール売捌規則別表
30号	リナリリアセテート	1.5	0.3	27	0.91	99	95	1001	200	18.0	比重(20℃); 0.903~0.917	アルコール売捌規則別表
36号	フレ パ H-No.4	5	1	90	0.907	99	94	1005	201	18.0	比重(20℃); 0.901~0.913	アルコール売捌規則別表
38号	フレ パ H-No.9	7.5	1.5	135	0.912	98	94	1008	201	18.1	比重(20℃); 0.908~0.916	アルコール売捌規則別表
39号	フレーバーH-No.10	5	1	90	0.912	99	94	1005	201	18.0	比重(20℃); 0.906~0.918	アルコール売捌規則別表
40号	フレーバーH-No.11	5	1	90	0.842	99	94	1005	201	18.1	比重(20℃); 0.836~0.848	アルコール売捌規則別表
45号	メタノール	25	5	450	0.7933	96	92	1031	206	18.5	比重(20℃); ~0.7933	JISK1501
	10%安息香酸デナトニウム・アルコール溶液	50mL	10ml	0.9ml	—							
46号	メタノール	25	5	450	0.7933	96	92	1031	206	18.5	比重(20℃); ~0.7933	JIS K1501
	ホルマリン	0.15	0.03	2.7	1.0956						比重(15℃); ~1.0956	メーカー調査
	ローダミンB	0.001	0.0002	0.01	—							
47号	イソプロピルアルコール	25	5	450	0.7865	95	91	1044	208	18.7	比重(20℃); 0.785~0.788	JISK1522
	メチルエチルケトン	10	2	180	0.806						比重(20℃); 0.805~0.807	JISK1524
	ハアセチル化しよ糖	0.5	0.1	9	0.35						密度(g/cm ³); 0.2~0.5	メーカー調査
48号	メチルエチルケトン	10	2	180	0.806	98	94	1012	202	18.2	比重(20℃); 0.805~0.807	JISK1524
	ハアセチル化しよ糖	0.5	0.1	9	0.35						密度(g/cm ³); 0.2~0.5	メーカー調査
55号	フレ パ H-No.13	5	1	90	0.913	99	94	1005	201	18.0	比重(20℃); 0.903~0.923	アルコール売捌規則別表

変性 番号	変性 剤	1KLに対 する変性 剤量(kg)	200Lに対 する変性 剤量(kg)	18Lに対 する変性 剤量(g)	20°Cにお ける変性 剤の比 重(中点)	アルコール事業法下における表記				備 考	規 格	
						99度アルコールをベース としたもののアルコール分	95度アルコールをベース としたもののアルコール分	総容量(L)				
								タンクローリー (1KL)*1	ドラム(200L)			18L缶*2
56号	フレーバーH-No.14	5	1	90	0.831	99	94	1006	201	18.1	比重(20°C):0.821~0.841	アルコール売捌規則別表

*1 少数点第1位切り捨て

*2 少数点第2位切り捨て

*3 ハアセチル化しよ糖、ブルシン、ローダミンBの添加による容量の増加は考慮しない。

*4 99度及び95度アルコールのアルコール度数は、それぞれ、99.8度、95.1度とした。

※規格に「アルコール売捌規則別表」とあるのは、平成13年3月に廃止された「アルコール売捌規則」の別表を参考とした。

許可使用者の手続き一覧表

アルコール事業法の下で許可使用者となったものが行うべき諸手続きに必要な書類、タイミング、提出先は以下のとおりです。なお、経済産業局長から許可に際して付された個々の条件にかかる手続きについてはこの限りではありません。

1. 許可申請等

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
＜アルコールの使用＞	アルコール使用許可申請書 ※添付書類 ・貯蔵設備の構造図（図面） ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・アルコール使用明細書 ・回収アルコール等に関する書面 ・誓約書 ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書（注）（法人の場合） ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面（局が必要と判断した場合）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
	登録免許税納付届 ※添付書類 ・1万5千円の領収証書を裏面に貼付	許可の日から1ヶ月以内	〃
＜許可事項の変更＞ ○用途又は使用方法の変更及び使用施設の追加	アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書 ※添付書類 ・アルコール使用許可申請書の添付書類中、当該変更に伴う変更があるもの 登録免許税納付届（使用施設ごとの用途の増加に係るもの） ※添付書類 ・1万5千円の領収証書を裏面に貼付	事前の申請	主事務所の経済産業局長
		許可の日から1ヶ月以内	〃

2. 届出、承認、報告等

事 項	必要な書類等	提出時期	提出先
<p><許可事項の変更></p> <p>○商号、名称又は氏名及び住所の変更</p>	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（注）（法人の場合） 	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
○代表者の氏名及び住所の変更	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人の場合（個人番号（マイナンバー）の記載不要）） ・登記事項証明書（注）（法人の場合） 	〃	〃
○法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所の変更	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要） 	〃	〃
○法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所の変更	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載不要） 	〃	〃
○主たる事務所の所在地並びに使用施設等の所在地	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p>	事前の届出	〃
○事業開始の予定年月日	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p>	〃	〃
○現に営んでいる他の事業の種類	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p>	事後遅滞なく	〃
○使用設備の能力及び構造並びに貯蔵設備の能力及び構造の変更（用途又は使用方法の変更を伴わないもの）	<p>アルコール許可使用者許可事項変更届出書</p> <p>※添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵設備の構造図 	〃	〃

○計測機器及び移送配管の変更	アルコール許可使用者許可事項変更届出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	〃	〃
<定期の報告>	アルコール使用業務報告書 ※添付書類 ・アルコール譲受け一覧表	毎年、5月末日まで	主事務所の経済産業局長
<亡失・盗難の報告>	亡失（盗難）報告書	直ちに	当該場所の経済産業局長
<廃棄の届出>	アルコール廃棄処分届出書	事前の届出	当該使用施設の経済産業局長
<譲渡の承認>	アルコール譲渡承認申請書	事前の申請	当該使用施設の経済産業局長
<必要な行為の継続の申請>	アルコール使用継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本（相続人が欠格条項に該当した場合のみ）	事前の申請	主事務所の経済産業局長
<事業の承継の届出> （注）事業の全部を承継させるものに限る。アルコールの使用施設が分割される場合は、該当しません。	アルコール許可使用者承継届出書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・アルコール使用事業譲渡証明書 ・誓約書 ○相続により承継した場合 （イ）2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合 ・アルコール許可使用者選定証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 （ロ）イ以外の相続人である場合 ・アルコール許可使用者相続証明書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ○合併により承継した法人である場合 ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

	○分割により事業の全部を承継した法人である場合 ・アルコール使用事業承継証明書 ・法人の登記事項証明書（注） ・誓約書		
<廃止の報告>	アルコール使用廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール使用業務報告書」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲受け一覧表」	廃止後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

注：提出先欄について

- 「主事務所の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該場所の経済産業局長」とは、亡失・盗難の発生した場所を管轄する経済産業局長のことです。
- 「当該使用施設の経済産業局長」とは、申請者（届出者）の該当使用施設の所在地を管轄する経済産業局長のことです。

(注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については**、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

申請及び届出書様式（主なもの）

- 施行規則様式第43 アルコール使用許可申請書
- 施行規則様式第44 アルコール使用明細書
- 施行規則様式第52 アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書
- 施行規則様式第53 アルコール許可使用者許可事項変更届出書
- 施行規則様式第46 アルコール使用業務報告書
- 施行規則様式第47 アルコール譲受け一覧表
- 施行規則様式第30 アルコール譲渡承認申請書
- 施行規則様式第54 亡失（盗難）報告書
- アルコール廃棄処分届出書
- 施行規則様式第55 アルコール使用廃止届出書
- 施行規則様式第48 アルコール許可使用者承継届出書
- 施行規則様式第49 アルコール使用事業譲渡証明書

（参考）許可使用者業務報告書摘要コード

経済産業局長 殿

申請者 住所 (郵便番号)
電話番号 ()
商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール使用許可申請書

アルコール事業法第 26 条第 1 項に規定するアルコール使用の許可を受けたいので、同条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

主たる事務所の所在地		
使 用 施 設	名称及び所在地	
	アルコールの用途	
	アルコールの使用方法	
	使用設備の能力	
	使用設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
	使用の時期	
現に営んでいる他の事業		

- 備考
- 1 使用施設が 2 以上ある場合には、第 1 面に掲げる事項を第 2 面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第 2 面の例により作成した書面に記載して添付すること。
 - 2 使用設備の能力は、1 日当たりのアルコールの使用可能な数量を記載する。
 - 3 貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載すること。
 - 4 設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載すること。
 - 5 使用の時期は、使用開始の予定年月日を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

使 用 施 設	名称及び所在地	
	アルコールの用途	
	アルコールの使用方法	
	使用設備の能力	
	使用設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
使 用 施 設	名称及び所在地	
	アルコールの用途	
	アルコールの使用方法	
	使用設備の能力	
	使用設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
使 用 施 設	名称及び所在地	
	アルコールの用途	
	アルコールの使用方法	
	使用設備の能力	
	使用設備の構造	
	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	

アルコール使用明細書

整理番号

用 途			製造・使用方法
製 品 名 (整理番号・記号)			製造・使用方法の説明
製 品 の 用 途			
発酵アルコール又は 合成アルコールの別 度 数			
使用アルコールの役割		原料・反応・溶剤・抽出・ 精製・結晶・防腐・その他 ()	
アルコール使用原単位に関する事項	原 材 料 使 用 構 成	原材料区分	使 用 量
		アルコール(A)	(リットル)
			(リットル・kg)
		合 計	(リットル・kg)
		製品出来高(B)	(リットル・kg)
	アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル ・リットル/kg)	
	製品中のアルコール度数	度	
	回収アルコール等の有無	有 ・ 無	

- 備考 1 用途、製品の用途、発酵アルコール又は合成アルコールの別、度数、アルコールの役割、回収アルコール等の有無及び製造工程が同一である類似の製品がある場合には、当該類似の製品について第 1 面に代えて第 2 面に記載することができる。記載しきれないときは、この様式の第 2 面の例により作成した書面に記載して添付すること。
- 2 アルコール又はアルコール含有物が使用の過程で回収されるときは、以下の事項を記載した書面を添付するものとする。
 (1) 当該回収されるアルコール又はアルコール含有物の組成及び回収率
 (2) 再使用する場合には精製の有無及び精製後の組成
 (3) 燃焼、廃棄等により処分する場合にはその処分の方法
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(第2面)

整理番号					
製品名					
アルコール使用原単位に関する事項	原材料使用構成	原材料区分	使用量	使用量	使用量
		アルコール(A)	(リットル)	(リットル)	(リットル)
			(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
			(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
			(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
			(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
			(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
			(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		合計	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		製品出来高(B)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		アルコール使用原単位(A/B)	(リットル/リットル・リットル/kg)	(リットル/リットル・リットル/kg)	(リットル/リットル・リットル/kg)
製品中のアルコール度数		度	度	度	度

様式第 52 (第 36 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

申請者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第 30 条において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
使用施設の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日	
変 更 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 53 (第 36 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号)

届出者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

(許可番号)

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール許可使用者許可事項変更届出書

アルコール事業法第 30 条において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
使用施設の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 (予 定) 年 月 日	
変 更 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 46 (第 35 条第 1 項関係)

20 年 月 日

経済産業局長 殿

報告者 住所 (郵便番号 -)
電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号 1 - -)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール使用業務報告書

アルコール事業法第 30 条において準用する同法第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

20 年度アルコール使用報告書

- 備考
- 1 製品の数量は、年度中に使用に供したアルコールを使用してできた製品の数量を記載する。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 30 (第 25 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号)

申請者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

(許可番号)

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール譲渡承認申請書

アルコール事業法第 22 条第 1 項ただし書の規定により、アルコールの譲渡の承認を申請します。

譲 渡 の 理 由	
発酵アルコール又は合成アルコールの別及び度数	
譲 渡 数 量	
譲 渡 予 定 年 月 日	
譲渡するアルコールの移出場所の名称及び所在地	
譲 渡 先 住 所 及 び 氏 名	
譲 渡 先 の 許 可 番 号	
譲渡するアルコールの受入先の名称及び所在地	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 54 (第 36 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号)

報告者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

(許可番号)

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

亡失 (盗難) 報告書

亡失 (盗難) について、アルコール事業法第 30 条において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

アルコールの度数、発酵アルコール又は合成アルコールの別及び数量	
事実の生じた日時及び場所	
事実の生じた当時における管理の状況	
原 因	
事 実 を 知 っ た 日	
事実を知った後に採られた措置	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

経済産業局長 殿

年 月 日

届出者 住所 (郵便番号)

電話番号 ()
商号、名称又は氏名

(許可番号)
法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール廃棄処分届出書

アルコールを廃棄処分したいので、許可の条件により、次のとおり届け出ます。

アルコールを廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の名称及び整理番号	
廃棄処分するアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別	
廃棄処分するアルコールの数量	
廃棄処分する予定年月日	
廃棄処分する理由	
廃棄処分の方法	

様式第 55 (第 36 条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号)

届出者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール使用廃止届出書

アルコール使用を廃止しましたので、アルコール事業法第 30 条において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止した年月日	
許可年月日及び許可番号	
廃止した理由	

- 備考 1 当該年度の廃止の日までにおける様式第 46 による報告書並びに様式第 47 による一覧表を添えること。また、この届出書を提出する時点において廃止の日を含む年度の前年度に係る第 34 条の規定による定期の報告を終えていない場合には、当該報告も併せて行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

届出者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール許可使用者承継届出書

アルコール許可使用者の地位を承継しましたので、アルコール事業法第30条において準用する同法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 年 月 日	
被承継者の住所及び 商号、名称又は氏名	
被承継者が法人にあつては、 その代表者の住所及び氏名	
被承継者の許可年月日 及び 許 可 番 号	
承継者の許可年月日 及び 許 可 番 号	
承 継 の 原 因	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

経済産業局長 殿

譲り渡した者 住所
氏名又は名称及び法人あつては
その代表者の氏名

譲り受けた者 住所
氏名又は名称及び法人あつては
その代表者の氏名

アルコール使用事業譲渡証明書

次のとおりアルコール許可使用者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

譲り渡した者の許可年月日 及 び 許 可 番 号	
譲 渡 し の 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考) 許可使用者業務報告書摘要コード

発酵アルコール又は合成アルコールの別コード

コード	
1	発 酵
2	合 成

増加コード

摘要コード		サブコード	
1	譲 受	なし	
2	移 入	事業場整理番号（2桁）を記載	
5	雑 受	1	計量誤差増
		8	度数替え
		9	その他増

減少コード

摘要コード		サブコード	
なし	使 用	使用方法整理番号（5桁未満）を記載	
7	譲 渡	1	許可事業者
		2	輸 出
8	移 出	事業場整理番号（2桁）を記載	
9	雑 払	1	欠 減
		2	亡 失
		3	盗 難
		4	廃 棄
		5	収 去
		8	度数替え
		9	その他

アルコール使用の手引き（第13版）

令和5年10月1日

経済産業省製造産業局素材産業課アルコール室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03-3580-5651

FAX 03-3580-6348

【お問い合わせ窓口】

○ 経済産業局等

◇北海道経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1（札幌第1合同庁舎内）
TEL 011(709)1797 FAX 011(709)2566 e-mail bzl-hokkaido-alcohol@meti.go.jp

◇東北経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL 022(221)4909 FAX 022(215)9463 e-mail bzl-toho-alcohol@meti.go.jp

◇関東経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
（さいたま新都心合同庁舎1号館内）
TEL 048(600)0399 FAX 048(601)1296 e-mail bzl-kanto-arukoru@meti.go.jp

◇中部経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2785 FAX 052(951)0977 e-mail bzl-chb-alcohol@meti.go.jp

◇近畿経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44（大阪合同庁舎1号館内）
TEL 06(6966)6029 FAX 06(6966)6086 e-mail bzl-kansai-arukoru@meti.go.jp

◇中国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎2号館内）
TEL 082(224)5681 FAX 082(224)5642 e-mail bzl-chugoku-alc@meti.go.jp

◇四国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号（高松サンポート合同庁舎北館内）
TEL 087(811)8528 FAX 087(811)8556 e-mail bzl-shikoku-alcohol@meti.go.jp

◇九州経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎内）
TEL 092(482)5483 FAX 092(482)5388 e-mail bzl-kyushu-alcohol@meti.go.jp

◇内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課アルコール係

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎2号館内）
TEL 098(866)1757 FAX 098(860)3710 e-mail bzl-oki-alcohol@meti.go.jp